ISSN 0387—3188

平成二十五年三月三十日発行

萬葉

第二百十四号
平成二十五年三月

萬葉学会

『万葉集』の「歴史」世界……神野志隆光（一）
——巻六をめぐって——
被覆形による複合・派生の再考察……蜂矢真弓（三八）
——形容詞被覆形の想定——
報告……（四七）
予告……（五一）

第二百十三号　目次

『万葉集』の相聞の性格……寺川眞知夫
黄葉片々
藤原宮御井歌の「日経大御門（ひのたてのおほきみかど）」と「日緯大御門（ひのよこのおほきみかど）」について……吉野政治
書評
瀬間正之著『風土記の文字世界』……橋本雅之
錦織浩文著『高橋虫麻呂研究』を読む……山﨑健司
報告
第六十五回萬葉学会全国大会開催要項

『万葉集』の「歴史」世界

――巻六をめぐって――

神野志　隆光

一

『万葉集』の「歴史」世界、としたのは、『万葉集』がつくる「歴史」世界の謂いである。歴史にカッコをつけるのは、歴史の現実そのものとはべつに、独自なみずからの歴史を構築する営みであることをあらわそうとしたものである。(1)

「歴史」というとき、『万葉集』把握にどうして「歴史」ということを持ち込むのか、と問われるかもしれない。まず、そのことについて、わたし自身にとっての確認としての意味をふくめてあらためて述べる。(2)

ことは、『万葉集』二十巻としてあるものをどう見るかということにかかる。『万葉集』は、二十巻としてきちんとした構成をもたないように見える。巻一、二は、天皇の代をおって歌を配置し、雑歌、相聞、挽歌という部立をもってひとつのまとまりをつくるが、巻十一・十二のごときは相聞歌だけで構成され、巻八・十は季節分類により、巻十七から巻二十までは家持の「歌日記」といわれるような体のものである。また、巻によって作者を示すものもあれば、示さないものもあり、訓主体で歌を書く巻もあれば一字一音で書く巻もあるというふうに、整ってないといえば整っていない。とはいえ、そうしたものが『万葉集』なのだとすれば、それをひとつの全体として見ることが必要であろう。しかし、いままでそれがきちんとなされてこなかったのではないかとふりかえられる。

『万葉集』の研究として、歌人を論議するというやりかたがある。人麻呂の歌が、いくつもの巻にわかれておさめられているのを集め整理して、長歌の構成の方法を論じたり、枕詞のありかたを他の歌人のそれと比較してみたりするといったことがなされてきた。さらには、その人麻呂を和歌史の展開のなかにどう位置づけるかということも論議される。

わたし自身がそうしていた。『柿本人麻呂研究――古代和歌文

学の成立』（一九九二年）は、それをまとめたものであった。なにより、それに対する自己批評とともに、『万葉集』としてあるものに即して見ることがなされるべきではないか（そのことがなされてこなかったのではないか）といいたいのである。二十巻としてあるものを見ることに向わねばならない、それが、いまのわたしの問題の根本である。

なお、立場として確認しておきたい。二十巻としてあるものを見るといったのは、構想されたものとして見るということではない。あくまで、結果としてあるものの意味を見るということである。構想というと、そのようにつくろうとしたものとして見ることになる。それは、結果を、意図されたものとして見ることになってしまうトートロジーにおわる。歌についてもおなじだ。歌について歌人の意図を見ることはしない。あくまで結果としてあるものの把握にむかおう。構想・意図をいうのは、成立的発想から出るものにほかならない。その発想からはなれて、二十巻から成る漢字テキストの『万葉集』にむかおうとするものである。

そのアプローチをどこからはじめるか。すべてははじまりにあるが、『万葉集』においても、はじまりとしての巻一、二が全体をひらくものとしてある。巻一、二が部立てのうえでは雑歌・相聞・挽歌をもってひとつの構造をなすものであることはいわれてきたとおりだ。そして、ともに「――宮御宇天皇代」という標題を立て、題詞ないし左注に作者を記し、左注に「日本紀」（「日本書紀」「紀」ともある）を引用することもあって、歴史的文脈のなかに歌を定位するものとして、他の巻とは異なる整ったすがたをもつ。巻一の内部でも五三歌までと五四歌以下とでは、題詞・左注の書式が異なっていて明らかな断層があるとして、成立にかかわらせて論じられたし、巻一と巻二とのあいだでも題詞には歌の数を示すなど、巻一とはちがうところもあることから、二巻が同時になされたのではないという論議もあった。しかし、大事なことは、二巻あいまって意味をもつということであり、成立の過程の如何はどうであれ、その整備された構成によってつくったものが『万葉集』のはじまりだということである。[3]

巻一、二の標題を書きぬき、そのもとに収められる歌を番号で示せばつぎのごとくである。[4]

巻一

雑歌

泊瀬朝倉宮御宇天皇代（雄略天皇代）

一歌

高市岡本宮天皇代（舒明天皇代）

二～六歌
明日香川原宮御宇天皇代（皇極天皇代）
七歌
後岡本宮御宇天皇代（斉明天皇代）
八～一五歌
近江大津宮御宇天皇代（天智天皇代）
一六～二一歌
明日香清御原宮天皇代（天武天皇代）
二二～二七歌
藤原宮御宇天皇代（持統～元明天皇代）
二八～八三歌
寧楽宮
八四歌

巻二
相聞　挽歌
難波高津宮御宇天皇代
（仁徳天皇代）
八五～九〇歌
後岡本宮御宇天皇代
一四一～一四六歌
近江大津宮御宇天皇代
一四七～一五五歌
明日香清御原宮御宇天皇代
一五六～一六二歌
藤原宮御宇天皇代
一六三～二二七歌
寧楽宮
二二八～二三四歌

近江大津宮御宇天皇代
九一～一〇二歌
明日香清御原宮御宇天皇代
一〇三～一〇四歌
藤原宮御宇天皇代
一〇五～一四〇歌

巻一はとび離れて古い泊瀬朝倉宮御宇天皇代（雄略天皇代）を巻頭に、寧楽宮を巻末とする。巻二は、ふたつの部にまたがるが、巻としては、やはりとび離れて古い難波高津宮御宇天皇代（仁徳天皇代）を巻頭に、巻一とおなじく寧楽宮が巻末となる。二巻の全体が寧楽宮（平城京）にいたるものとして構成されるのである。題詞によって作歌事情と作者を示すとともに、左注が「日本紀」（「日本書紀」「紀」）を引き――巻一に十二例、巻二に五例にのぼる――、事情と年次とを具体化するものとして機能している。明確な歴史性の志向をもつものであり、歌はそのなかで読むべき

ものとしてある。その全体は「歴史」とよぶのがふさわしいと考える。歌とともに構築される「歴史」である。

注意したいのは、巻一、二の「歴史」的構成が、『日本書紀』を基盤とはしていないということである。天皇代の標示の宮号と、左注における「日本書紀」「日本紀」「紀」の引用とについて検討すると、それらが『日本書紀』によると見てきたことは見直さなければならなくなるのである。(5)

まず、天皇代について、舒明天皇を「高市岡本宮御宇天皇代」、皇極天皇を「明日香川原宮御宇天皇代」、斉明天皇を「後岡本宮御宇天皇代」と標示することは、『日本書紀』によるとはいえない。『日本書紀』からそれぞれの天皇の宮に関する記事を書き出せばつぎのとおりである。(6)

舒明天皇

冬十月の壬辰の朔癸卯に、天皇、飛鳥岡の傍に遷りたまふ。是を岡本宮と謂ふ。（二年条）

六月に、岡本宮に災けり。天皇、遷りて田中宮に居します。（八年条）

百済川の側を以て宮処とす。（十一年七月条）

十三年の冬十月の己丑の朔丁酉に、天皇、百済宮に崩りましぬ。

皇極天皇

是の日に、天皇、小墾田宮に遷移りたまふ。或本に云はく、東宮の南の庭の権宮に遷りたまふといふ。（元年十二月壬寅条）

丁未に、権宮より移りて飛鳥の板蓋の新宮に幸す。（二年四月条）

斉明天皇

元年の春正月の壬申の朔甲戌に、皇祖母尊、飛鳥板蓋宮に、即天皇位す。

是の冬に、飛鳥板蓋宮に災けり。故、飛鳥川原宮に遷り居します。（元年条）

是歳、飛鳥の岡本に、更に宮地を定む。（中略）遂に宮室を起つ。天皇、乃ち遷りたまふ。号けて後飛鳥岡本宮と曰ふ。（二年条）

『日本書紀』に『万葉集』の標題と合致する宮号が出てこないことはあきらかであろう。『万葉集』諸注にも、とくに、皇極天皇の「明日香川原宮」については説明に苦慮したあとがうかがわれる。たとえば、新日本古典文学大系（新大系）は、巻一目録の

注に、「明日香川原宮に宇御めたまひし天皇」について「皇極天皇」のこととしたあとにこういう。

但し皇極天皇は小墾田宮の権の宮におり、二年四月に飛鳥板蓋宮に遷った（皇極紀）。後に重祚し斉明天皇としては飛鳥板蓋宮に即位、飛鳥川原宮に遷り、二年に岡本宮（後岡本宮）を建てた（斉明紀）。したがって川原宮は斉明天皇時代の宮で、皇極天皇代とは関係がない。ここは舒明天皇の次代は皇極天皇代と判断して、八以下と分けたものか。

『日本書紀』といかに整合するかに苦心したあとがうかがわれる。ただ、「岡本宮（後岡本宮）」というのは不正確である。さきに引いたとおり、『日本書紀』には「後飛鳥岡本宮」とある。それを「後岡本宮」とはいえない。意識的にか無意識的にか、『万葉集』とあわせて歪めたものとなっている。

しかし、『日本書紀』から離れるならば、問題は解消されるのではないか。それは、『万葉集古義』（『古義』）が「明日香川原宮御宇天皇代」をめぐってはやくに示唆していたことであった。

（前略）川原宮に大坐し事は見えざれども、其は脱漏たるものにて、二年の末より四年までの間に、川原宮へ遷り坐しなり、其は諸陵式に、越智崗上陵（飛鳥川原宮御宇皇極天皇、大和国高市郡、兆域東西五町南北五町、陵戸五烟、）とあるにて灼然し、神皇正統記に、壬寅の年即位、大倭の明日香河原の宮にましますとあり、其余、皇代紀、如是院年代記、皇年代略記、神明鏡、時代難事等にも、皇極天皇明日香川原宮に御宇しよし記せるを併考べし、

『古義』は、見るとおり、皇極天皇が飛鳥川原宮に居たことが『日本書紀』には漏れたというのだが、『延喜式』とともに皇代記・年代記の類を「飛鳥川原宮」ということの証としてあげたことが注目される。

皇極天皇の宮を「明日香川原宮」とするものとして、さらに『簾中抄』「帝王御次第」や『帝王編年記』『歴代皇紀』などを、加えてあげることができる。『日本書紀』とは異なる系列の宮の称として、これらを見るべきなのである。系列というのは、これらにおいて、皇極天皇だけでなく、舒明天皇も斉明天皇も一致して『万葉集』とおなじで、『日本書紀』とは異なるからである。『神皇正統記』が舒明天皇の宮を「高市郡岡本の宮」とするなど、小異があるものもあるが、一致するといって差し支えない。

『古義』は、舒明天皇の「高市岡本宮」にかんしても諸陵式をあげたが、その指摘は示唆にとどまった。沢瀉久孝『万葉集注釈』（沢瀉『注釈』）、新大系なども、皇極天皇について諸陵式をあげたが、それのみにとどまった。大事なのは、『万葉集』と『延喜式』・皇代記類とが、系列的に一致することであり、『日本書紀』とは異なる系列だということである。諸注が（『古義』もふくめて）『日本書紀』にあわせて説明しようとしてきたのは、筋が違うといわねばならない。

また、四四歌左注における「日本紀」に対して、『日本書紀』を誤って引用したという理解が一般的である。四〇～四四歌は、持統天皇六年の伊勢行幸にかかわる。四〇～四二歌の題詞には「幸于伊勢国時留京柿本朝臣人麻呂作歌」とあり、四三歌題詞にも「石上大臣従駕作歌」とある。左注は、これに対して「日本紀」を引いてこの行幸のときに大三輪高市麻呂が諫言したことをいう。しかし、『日本書紀』とは異なるかたちになっている。対照して掲げれば、以下のとおりである。

四四歌左注

右、日本紀曰、朱鳥六年壬辰春三月、丙寅朔戊辰、以浄広肆広瀬王等為留守官。於是、中納言三輪朝臣高市麻呂脱其冠位、擎上於朝、重諫曰、農作之前、車駕未可以動。辛未、天皇不従諫、遂幸伊勢。五月乙丑朔庚午、御阿胡行宮。

『日本書紀』持統六年三月

（六年）三月丙寅朔戊辰、以浄広肆広瀬王・直広参当摩真人智徳・直広肆紀朝臣弓張等、為留守官。於是中納言大三輪朝臣高市麻呂、脱其冠位、擎上於朝、重諫曰、農作之節、車駕未可以動。辛未、天皇、不従諫。遂幸伊勢。（中略）五月乙丑朔庚午、御阿胡行宮時、進贄者紀伊国牟婁郡人阿古志海部河瀬麻呂等、兄弟三戸、服十年調役・雑徭。復免挾杪八人、今年課役。

『日本書紀』の傍線を付した部分が左注にはなく、したがって、左注の文では再度伊勢に行幸したかのように受け取られる。これを、「（『日本書紀』を）読み違へ、切るべからざるところで切つて引用した為に再度の行幸のやうに見える事になつたのである」（沢瀉『注釈』）と見てきたのであった（諸注もおなじ）。しかし、次にあげたように、『日本紀略』（持統六年二月～五月条）は、たんなる左注の読み違いではなかったことを示している。

○二月丁酉朔丁未。詔諸官曰。当以三月三日。将幸伊勢。中

納言三輪朝臣高市麻呂上表。諫争天皇欲幸伊勢妨於農時。○三月丙寅朔戊辰。中納言高市麻呂脱其冠位擎上於朝。重諫曰。農作之節。車駕未可以動。○辛未。天皇不従諫。遂幸伊勢。○壬午。賜所過神郡及伊賀。伊勢。志摩国造等冠位。并免今年調役。大赦天下。○乙酉。車駕還宮。○五月乙丑朔庚午。御阿胡行宮。

左注が引用したのは『日本書紀』そのものではなく、かかる誤りのあるものだったと見るべきなのである。

標題、左注あいまって、『万葉集』の「歴史」の基盤となったのが『日本書紀』そのものでなかったことをしめす。朱鳥年号の使用も加えて、そのことをはっきりさせておく必要がある。さきに「独自なみずからの歴史」といったことは、この点にかかわる。

なお、「歴史」世界、と「歴史」に世界をつけていうことについて付言しておく。あとにふれるが、『万葉集』の「歴史」的構成が、雑歌・相聞・挽歌として構成することとともに、「私情」にまで及んで、生活の全領域を組織しようとするものであることをいうには、「世界」がふさわしいと考えるからである。

さて、この巻一、二が、『万葉集』のはじまりとしてある。そのはじまりが、巻六までを規制して、「歴史」をつくるものとしてとらえられる。作者を明示して年次順に構成するという点で巻六までは共通するのである。巻七でまったく異なる様相を見せることはだれの目にもあきらかだ。その点に立って、巻六までを巻一、二のはじまりのもとに見ることに導かれる。左のように、巻の年代関係を図式にすることが、わかりやすい見取り図になろう。(7)

巻一・雄略……舒明――寧楽宮

巻三・推古――天平十六年

巻六　養老七年――天平十六年

巻四・仁徳……舒明・斉明――久迩京

巻二・仁徳……天智――寧楽宮

これを具体化することを、いま、巻六をめぐってこころみたい。

二

巻六が、巻一、二とふかくかかわり、ひとつのものとしてある

ことを、二つの点から見てゆくこととする。第一に、巻頭の金村歌が「神代」と歌うことについてであり、第二は、巻末の寧楽宮を悲傷する歌からはじまる歌群についてである。

なお、以後の行論において、金村が、とはいわないで、金村歌、人麻呂歌のごとくにいう。正確にいえば、人麻呂ないし金村を作者として標示する歌ということである。人麻呂や金村の意図や構想を問題としない立場をとるのであり、要するに、人麻呂がこういう意図で吉野讃歌を歌った、金村が人麻呂の歌を意識して歌った、といったかたちでは問題としないということを明確にするためである。巻頭歌についても、あくまで、金村の巻頭歌のもつ意味（意図ではなく）を問題とする。

巻六を開くのは、次の笠金村歌である。

養老七年癸亥の夏五月、吉野の離宮に幸せる時に、笠朝臣金村が作る歌一首　并せて短歌

滝の上の　三船の山に　みづ枝さし　しじに生ひたる　とがの樹の　いや継ぎ継ぎに　万代に　かくし知らさむ　み吉野の　秋津の宮は　神からか　貴くあるらむ　国からか　見が欲しからむ　山川を　清みさやけみ　うべし神代ゆ　定めけらしも　（九〇七歌）

反歌二首

年のはに　かくも見てしか　み吉野の　清き河内の　激つ白波　（九〇八歌）

山高み　白木綿花に　落ち激つ　滝の河内は　見れど飽かぬかも　（九〇九歌）

或本の反歌に曰く

神からか　見が欲しからむ　み吉野の　滝の河内は　見れど飽かぬかも　（九一〇歌）

み吉野の　秋津の川の　万世に　絶ゆることなく　またかへり見む　（九一一歌）

泊瀬女の　造る木綿花　み吉野の　滝の水沫に　咲きにけらずや　（九一二歌）

注意したいのは、九〇七歌結句の「うべし神代ゆ定めけらしも」である。[8] まことにもっともなことに神代以来ここに宮を定めたらしいと、吉野の宮のことをいうのだから、その「神代」は神々の時代のことではありえない。「まことの神代にはあらす」と、契沖『万葉代匠記』（初撰本）のいうとおりである。しかし、『代匠記』が、「神武天皇をはしめて、おほくのみかと、此山にのほらせたまひけれは、そのはしめて宮つくりせさせたまひたる時

をさしていへり」というのは、一般化して焦点がぼやけてしまった。具体的に意識するところがあるものとして、養老七年、つまり、聖武天皇即位前年の吉野行幸の歌として、翌年二月の即位を見込みながら「万代にかくし知らさむ」と祝福することの意味を見ないと、歌としてきちんとよまれたとはいえないであろう。

その点で、吉井巌『万葉集全注』（『全注』）は明快である。

この結句は人麻呂の吉野讃歌の結句「山川もよりて仕ふる神の御代かも」を意識した表現で「うべし神代ゆ定めけらしも」となっており、同じ人麻呂の「わが大君神ながら神さびせすと吉野川たぎつ河内に高殿を高知りまして」をも受ける。

という。さらにつづけて、「持統朝が神の御代であることをこの結句で肯定し、かつ歌っている」といい、巻一の人麻呂の吉野讃歌（三八～三九歌）とのつながりにおいて見ることがもとめられているという。これを敷衍していえば、はじまろうとする聖武天皇の治世が、吉野讃歌を回路として持統天皇につながるものとして歌われているというのである。

巻六のなかに、もう一首、吉野宮において「神代より」と歌う赤人歌があることも当然視野にいれなければならない。

八年丙子の夏六月、吉野の離宮に幸せる時に、山部宿祢赤人が詔に応へて作る歌一首　并せて短歌

やすみしし　我が大君の　見したまふ　吉野の宮は　山高み　雲そたなびく　川速み　瀬の音そ清き　神さびて　見れば貴く　宜しなへ　見ればさやけし　この山の　尽きばのみこそ　この川の　絶えばのみこそ　ももしきの　大宮所　止む時もあらめ

（一〇〇五歌）

反歌一首

神代より　吉野の宮に　あり通ひ　高知らせるは　山川を良み

（一〇〇六歌）

天平八年に配置された歌である。おなじく吉野の宮を「神代より」のものとしてたたえる。その「神代より」と、金村歌の「神代ゆ」とが、吉野において「神」としてふり仰ぐ対象はひとつと見るのは当然である。『全注』は、「これもまた持統朝をさすものと考えられるのである」という。

また、これらとかかわって想起されるのは、巻六巻末の福麻呂歌集歌のはじめの「寧楽の故郷を悲しびて作る歌一首　并せて短歌」（一〇四七～一〇四九歌）に、「皇祖の神の御代より」とあることだが、この歌についてはあとに取り上げる。

金村歌・赤人歌の「神代ゆ」「神代より」は、自分たちがそこにつながって、いまあることを確信するものである。それは、どこに、現在の保障としての「神代」をもとめるものなのか。金村の九〇七歌自体は、吉野宮を歌うものとして、直接には人麻呂の吉野讃歌を受けているというのが穏当かもしれない。しかし、そこから、持統朝が、現在の原点としての「神代」だとみちびくべきなのであろうか。

ふりかえりたいのは、その人麻呂歌は、巻一、二の「歴史」をつくるなかにあるということである。吉野讃歌との関係のみでなく、また、吉野の宮を見るだけでなく、それを回路として、巻一、二へ（正確にいえば、巻一、二がつくるものへ）つながる歌として見るべきではないか。『全注』も赤人歌（一〇〇六歌）への注のなかで、「金村は、この宮をシンボルとして天武・持統朝系の皇位が引きつがれてきた歴史に重点を置き」と、ひろいふくみのあるいいかたで、金村九〇七歌への視点を提起していたのであった。

わたしは巻一、二が、神としての天皇を歌うことに注目する。巻一・三八、三九歌のみならず、四五歌（これは、あとにふれるように天皇についていったものではない）、五〇歌、巻二・一六七歌が、天皇を「神ながら」と歌うのである。巻一、二として見れば、それらが「歴史」世界を構成する核だととらえられる。天皇代を標題とするように、天皇を軸にしているなかにあって、天皇をどうあらわすかということは、巻一、二としてつくるものを見るうえでの核心であることはあきらかだ。

持統天皇（三八、三九歌、五〇歌）、即位前の文武天皇（四五歌）と、天武天皇（一六七歌）が、「神ながら」と歌われる。五〇歌をのぞいて人麻呂歌である。「（やすみしし）わが大君」は現実の天皇についていう成句だが、それを「神ながら」とうけるのである。「神ながら」とは、「軽くいはば、神にましますままにといふべく、重くいはば、もとより神とましますが故にといふ意なり」と、山田孝雄『万葉集講義』（『講義』）にいう（三八歌の注）とおりである。「大君」を神としての本性をそなえたものだというのである。ただ、四五歌が、即位前の軽皇子（のちの文武天皇）についてそういうことについて付言しておく。端的にいえば、それは皇統の正統ということであった。天武天皇の皇統をまっすぐに受け継ぐことを予定するものとして、一六七歌を引き合わせて見つつ、元来の皇位継承者であった「日雙斯皇子（ヒナミシミコ）」と重ねて、「神ながら神さびせす」というのだと見るべきであろう。

「神ながら」と歌うことは、こうして、吉野讃歌（三八、三九歌）のみならず巻一、二全体の問題として、巻六の「神代ゆ」「神代より」とつながるのを見ることをもとめる。始発として見

るべきなのは、いうまでもなく天武天皇である。

日並皇子尊の殯宮の時に、柿本朝臣人麻呂が作る歌一首
　幷せて短歌

天地の　初めの時　ひさかたの　天の河原に　八百万　千万神の　神集ひ　集ひいまして　神分かち　分かちし時に　天照らす　日女の尊　天をば　知らしめすと　葦原の　瑞穂の国を　天地の　寄り合ひの極み　知らしめす　神の尊と　天雲の　八重かき分けて　神下し　いませまつりし　高照らす日の皇子は　飛ぶ鳥の　浄みの宮に　神ながら　太敷きまして　天皇の　敷きます国と　天の原　石門を開き　神上り上りいましぬ　我が大君　皇子の尊の　天の下　知らしめす世は　春花の　尊からむと　望月の　たたはしけむと　天の下　四方の人の　大船の　思ひ頼みて　天つ水　仰ぎて待つに　いかさまに　思ほしめせか　つれもなき　真弓の岡に宮柱　太敷きいまし　みあらかを　高知りまして　朝言に御言問はさず　日月の　まねくなりぬれ　そこ故に　皇子の宮人　行へ知らずも（一六七歌。異伝注記は省略した。）

反歌二首（省略）

一六七歌は、草壁皇子の挽歌だが、題詞の「日並皇子尊」という諡号[9]は、天武天皇を継ぐべき正統な存在であったことを標示する。歌にも「我が大君皇子の尊の　天の下知らしめす世は……天の下四方の人の……仰ぎて待つに」とあって、皇統継承の主題をひそめることを受け取ってしかるべきである。

前半はもっぱら「飛ぶ鳥の浄みの宮に神ながら太敷きまし」た天武天皇をうたう。それを受け継ぐべきものとしてあった皇子をしめしだすためのものである。天武天皇は、天地の初めのときの神々が、天の日女と、地上を支配する神として統治を分けた、その定めに負うて地上に「神下しいませまつりし」（神々が神下し申し上げた）存在であり、清御原の宮（「浄みの宮」）に「神ながら」にあって、「天の原石門を開き神上が」ったのである。天地のはじめのときの定めをはじめて実現した、正統な、最初の天皇であり、それを受け継ぐものとして、草壁皇子はあるはずだったというのであり、また、現実に受け継いだ（ないし、受け継ぐことを予定する）ものとして、持統天皇、文武天皇も「神ながら」であったのである。[10]

巻六において、巻頭の金村歌が「神代ゆ」といい、赤人歌が「神代より」というのは、そうした正統性の根源を確認するものにほかならなかった。

ただ、それが吉野を回路として歌われることについては、正統性をいうだけではすまされまい。天武天皇御製としての巻一・二五歌、二七歌とかかわって人麻呂の吉野讃歌を見ることにたっていわねばならない。

「明日香清御原宮天皇代」のもとに配された二七歌は、

天皇、吉野宮に幸せる時の御製歌

淑き人の良しと吉く見て好しと言ひし芳野吉く見よ良き人よくみ

（淑人乃良跡吉見而好常言師芳野吉見与良人四来三）

紀に曰く「八年己卯の五月庚辰の朔甲申に、吉野宮に幸す」といふ。

とある。原文を引用したのは、その文字表現に注意したいからだが、歌は、標題、題詞、左注とともに成り立つ。二七歌は、天武天皇八年五月の吉野行幸においてあったものとして読むことをもとめ、その前に置かれた御製歌（二五歌）ともども、吉野への特別な思いを受け取ることをもとめている。

二五歌は、題詞に「天皇御製歌」とあって、二七歌とは書式を異にしており、両歌をひとつにしないでに見ることがもとめられる。歌は、

み吉野の　耳我の嶺に　時なくそ　雪は落りける　間なくそ　雨は零りける　其の雪の　時なきがごと　其の雨の　間なきがごとく　隅も落ちず　念ひつつぞ来し　其の山道を

とあって、雪と雨とが降るといいながら、その雪・雨の絶え間ないように、道の曲がり角ごとにずっと思い続けてきたのだという。その「念ひつつぞ来し」には陰鬱な感があり、背景に、壬申の乱の前年の十月に大津の宮から吉野に逃れた歴史的事実を見ることで現在の諸注は一致している。結句を「念ひつつぞ来る」とよむ説（和歌文学大系など）もある。「来る」とよむと、回想でなく、吉野入りの時の歌ということになるが、基本はかわらない。理解のために、共有されるべき言語外的文脈をもちこんできたのであった。壬申の乱という大事件は、高市皇子挽歌（一九九歌）もあって、共有された文脈であったかもしれない。ただ、それに無条件によりかかってしまってよいか。いま、二五歌は間断ない晴れぬ思いをいい、二七歌と対比的だというにとどめる。

二七歌は、「淑」「良」「吉」「好」「芳」と、吉祥の字を選んでいて（この用字は諸注の指摘があるとおり）、繰り返しのリズムと

もども明るい調子がある。二七歌題詞が行幸の時の歌だとするのについて、左注が八年という年次を記すのは、二五歌とべつに見ることをもとめる題詞を具体化するものとして、苦難の道行きの思いとは異なる思いを吉野に投げかけることの文脈としてはたらく。

『日本書紀』の天武天皇八年五月条は、五日に吉野に行幸し、六日に、天皇が、皇后および草壁・大津・高市・河嶋・忍壁・芝基の諸皇子に「朕、今日、汝等と倶に庭に盟ひて、千歳の後に、事無からしめむと欲す」と呼びかけ、草壁皇子をはじめとして諸皇子は「天皇の勅に随ひて、相扶けて忤ふること無けむ」と誓ったとある。諸注はそのことを二七歌の背景に置いて見ようとしてきた。

『万葉集』に即していえば、天武天皇にかかわるふたつの吉野の歌をならべて、その対比のなかに読むことをもとめている。左注は、ただ、八年五月に吉野行幸があったというだけで、それ以上のことを持ち込まずに、これらの歌ともにあった天武天皇をあらわすのである。『日本書紀』とべつに、『万葉集』の天武天皇として読むべきであろう。引用されない会盟記事を、共有される言語外文脈として読むことはかならずしも適切とはいえない。

二七歌の上三句は「し」で受けて過去のこととして示すが、下二句はいまの「良き人」にむかっての呼びかけである。初句の「淑人」は、『毛詩』国風「鳲鳩」に「淑人君子」とあるのによるといわれ（山田『講義』）、鄭玄の注に「淑」の意味は「善」だとある。下句は具体的には「下ノヨキ人ハ、皇后皇子タチ、大臣ナトヲサシテ」（契沖『万葉集代匠記』精撰本）いうと受けとられる。結句の「良人」という表現は、『毛詩』大雅「桑柔」に「維此良人、弗求弗迪」とあるのによっていると、新大系はいう。これについて、鄭玄は、「良」は善の意で、国に善人（悪をなさないりっぱな人）がありながら王はもとめず用いないことをいうと注する。この表現に立って見るとすれば、吉野において、いにしえの「淑き人」とこころを一にした、いまの「良き人」とともにあることをいい、これに呼びかける歌として解される。二五歌との対比のなかで、王たることを実現したものとしての宣言がここにあると見るべきである。

人麻呂の吉野讃歌第一歌群は、

やすみしし　我が大君の　聞こし食す　天の下に　国はしもさはにあれども　山川の　清き河内と　御心を　吉野の国の花散らふ　秋津の野辺に　宮柱　太敷きませば　ももしきの大宮人は　船並めて　朝川渡り　船競ひ　夕川渡る　この川

の　絶ゆることなく　この山の　いや高知らす　みなそそく
滝のみやこは　見れど飽かぬかも　（三六歌）

反歌

見れど飽かぬ　吉野の川の　常滑の　絶ゆることなく　また
かへり見む　（三七歌）

とある。坂本信幸「吉野讃歌」（『国文学』四三巻九号、一九九八年八月）が、

三六番歌はこれ（二七歌のこと――神野志）を踏まえ、この度は持統四年に即位なったばかりの持統を「淑人」として、「御心をよし」とされた吉野の「みやこ」を讃美したわけであり、かく歌うことに意義があったのである。

といったことを想起しよう。「御心を吉野の国」の「よし」は、「心をヨシ（寄し）」と「ヨシ（吉）野」とをかけたものである。坂本は、二七歌とのつながりを、持統天皇を「淑き人」に重ねて見るが、むしろ、「良き人よく見」と呼びかけたところを受けたものとして見たい。『代匠記』（精撰本）が「下ノヨキ人ハ、皇后皇子タチ、大臣ナトヲサシテ」いうとしたことが生かされる。

呼びかけられた皇后は、天武天皇の実現したところをいま「大君」として引き継いで、あるのだ。その上にたって、「神ながら」（三八歌）と歌うことがあり、巻六巻頭の金村歌は、それをうけて、天武天皇を始祖と仰ぐところで実現したものと聖武天皇とをつなぐ意味をもつものとしてあるのだとあらためてまとめておこう。

なお、二七歌と三六歌との関係について、「見れど飽かぬかも」（三六歌）、「見れど飽かぬ」（三七歌）を、「芳野よく見よ」と呼応するものとして、「先帝がかつて「芳野吉見与」と命ぜられた、そのお言葉どおり、われわれはこうして吉野の地を「見れど」、あまりのすばらしさに見飽きることがない」と解したトーキル・ダシー「近江荒都歌における作中主体の二面性」（『上代文学』九一）があるが、これについて一言しておく。第四句「芳野よく見よ」は第五句「良き人よく見」とつづく。見よといわれたのは「良き人」なのである。また、三六歌の「見れど飽かぬかも」は大宮人の奉仕のもとにある大君の宮をたたえるものである。ダシーのように解するのは解釈として根本的にあやまっており、また、二五歌との関係もかえりみないままであるとともに、坂本説にふれず、先行説をふまえてもいないのである。

皇統の正統という点で巻頭の金村歌の「神代ゆ」をおさえるこ

とによって、神亀三年の印南野行幸のときの赤人歌において、聖武天皇自身が「やすみしし吾が大王の神ながら高知らせる」と歌われる（九三八歌）のも、その正統な皇統の確信をいうのだと明確になろう。『全注』が、「天武・持統朝系の皇位が引き継がれてきた歴史」といったのはただしくいいあてているとうけとられるが、むしろ、より明確に、天武を始発とし、聖武朝にいたる皇統（天武王朝）の「歴史」というべきだと、わたしは考える。それが、「歴史」世界の機軸として、巻一、二から巻六までを貫くのである。そのことは、巻六巻末歌群のなかの、寧楽宮の終焉を歌う福麻呂歌集歌の理解にかかわらせてよりたしかにすることができる（後述）。

三

巻頭歌から見てきたが、つぎに、巻末部の歌から見る。巻六の巻末部をなすのは、年次記載が天平十六年正月十一日の活道岡集宴歌（一〇四二、一〇四三歌）でおわった後に、年次を記さずにつづく、寧楽宮を傷み惜しむ一〇四四～一〇四六歌と、一〇四七歌以下二十一首の田辺福麻呂歌集歌――先頭が「寧楽の故郷を悲しびて作る歌」であった――と、あわせて二十四首の歌群である。

巻末部は、寧楽宮終焉の歌をはじめに置くのである。その巻六の閉じかたを、巻一、二とあわせて、「歴史」世界という視点でとらえて明確な理解をあたえることができる。結論的にいえば、巻一、二の最後の標題「寧楽宮」と相応じるものであり、ここで「歴史」世界は完結すると認められるのである。

巻一、二の標題の最後が「寧楽宮」であることはさきに示したとおりである。この標題が他と異なることは一見してあきらかだが、その異例さがどう解されてきたか。たとえば、沢瀉『注釈』は、

> この巻の例によれば、「寧楽宮御宇天皇代」とあるべきところであり、また位置も前例によれば（七六）の前「和銅元年云々」の題詞の前にあるべきである。そこで考その他にはこのみだしをそこへ移してゐる。然し右にも記したやうに、藤原宮の後半の作は題詞の書式も異つてをり、時代にも前後があり、未整理のままになつてゐる感があるので、これも省略したみだしを、しかもその位置をあやまつたまゝに、残されたものと見るべきであらう。

という（巻一の標題「寧楽宮」の注）。問題を成立の事情のなかで

解消しようとするものである。

伊藤博『万葉集の構造と成立　下』には、「「寧楽宮」の歌」という一節が設けられている。伊藤論は、「寧楽宮」の標題とそのもとにある歌は追補されたものだとして、その時期と事情とについて考察をめぐらしたのであった。沢瀉『注釈』にしても伊藤説にしても、成立的に異例さを解こうとするものであった。

しかし、その異例さは、いまある『万葉集』において意味をもっているのである。そのことを考えるべきではないか。そして、伊藤説はそのことにふれるところがあったと認められる。伊藤はこういう。

「御宇天皇代」という表現によってこれらの標題はすべて過去視されたものであるということができる。「寧楽宮」はそれ一つだけが現代的呼称だということである。

それは、折口信夫の『万葉集』平安朝成立説に対する批判のなかでいわれたものであって、いまの問題とは異なった文脈においてなされた発言である。しかし、「寧楽宮」の問題性をいいあてたものとしてあえて引いた。

「寧楽宮」は、「――宮御宇天皇代」と違って閉じられていないということだと、伊藤の言をうけとめよう。巻三、四は巻一、二と重ねながらそのさきに「寧楽宮」を延伸してゆくのであるが、巻六において、やはり、そのひらかれた「寧楽宮」を展開していって閉じるのだと、巻末部を対応させて見るべきだと考える。

巻六は、年次記載は天平十六年でおわり、一〇四四歌以下年次を記さない。『全注』は、天平十六年に安積皇子が薨じ、天武・持統皇統が事実上断絶したということに、そのおわりかたの所以をもとめて、こういう。

思うに、聖武天皇治世がまだその余燼をつづけながら、実際にはその幕をおろしたという歴史認識、それが、年代明示の作を天平十六年において打ち切り、その後に、年代不明のまま、巻頭に対応する巻尾の儀礼歌群を置いて、巻六を完成させるという、終りの確定しない、意図的な無時間の形式をとらせたのではないかと思うのである。

巻三の年代明示の最後が、天平十六年の家持の安積皇子挽歌であることと呼応させながら見るものである。

「歴史認識」を見るべきだということを、重要な提起としてうけとめたい。たしかに、「歴史」世界の問題として、遠からざる

聖武皇統の断絶、すなわち、天武王朝の終焉という問題は大きい。ただ、それとともに寧楽宮の終焉ということを重視したいのである。天平十六年にすでに、寧楽宮はおわっている。巻六にそくしていえば、天平十二年の伊勢行幸の河口行宮（一〇二九、一〇三〇歌）から、狭残、多芸、不破の行宮の歌を経て、天平十五年の家持の久迩京を讃える歌（一〇三七歌）にいたって、寧楽宮ではなくなったことをしめしている。その後にありうるのは、寧楽宮を悲しむことであり、新京を讃えることである。巻一、二の「寧楽宮」は、ここに相応じ、開かれていた寧楽宮は、ここで閉じることがはたされたことを見るべきだと考える。そうした終りだから無時間なのだというべきではないか。

巻一、二のもとにつくってきた「歴史」――神としての天皇たちの歴史――はここで画されるのである。巻六は、巻頭も、巻末部も、この巻が巻一、二とつながって――巻三、四もあわせて、と付け加えてもよい。巻三、四については、いまはたちいらないが、図式化して示しておいた――、ひとつの「歴史」世界をつくるものとして見ることをもとめていると見るべきだ。

その点に立って巻六巻末、寧楽宮を悲しむ福麻呂歌集歌（一〇四七～一〇四九歌）の理解をも明確なものとすることができると考える。

奈良の故郷を悲しびて作る歌　并せて短歌

八隅知し　吾が大君の　高敷かす　日本の国は　皇祖の　神の御代より　敷きませる　国にしあれば　生れまさむ　御子の継ぎ継ぎ　天の下　知らしいませと　八百万　千年をかねて　定めけむ　平城の京師は　かぎろひの　春にしなれば　春日山　御笠の野辺に　桜花　木のくれ隠り　かほ鳥は　間なくしば鳴く　露霜の　秋さり来れば　生駒山　飛火が岳に　萩の枝を　しがらみ散らし　さ雄鹿は　妻よびとよめ　山見れば　山し見がほし　里見れば　里も住みよし　もののふの　八十伴の男の　うちはへて　思へりしくは　天地の　寄り合ひの極み　万世に　栄え行かむと　思へりし　大宮すらを　頼めりし　奈良の京を　新世の　事にしあれば　皇の　引きのまにまに　春花の　うつろひかはり　群鳥の　朝立ち行けば　さす竹の　大宮人の　踏みならし　通ひし道は　馬も行かず　人も行かねば　荒れにけるかも　（一〇四七歌）

反歌二首（省略）

第十五句「定めけむ」まで、第十六句「平城の京師」にかかる連体修飾となる。[11]「寧楽宮」をよびおこすために要したものである。それはどのように寧楽宮を呼びだすのか。「日本の国は皇祖

の神の御代より敷きませる国」であり、代々、「天下」を治める都として定めたのだという。第四句「日本の国」は、原文は「日本国」となっている。これを「大和の国」と、書き下し文にする注釈もすくなくないが、一国大和ではありえない。「天の下知らしいませと」というのと合わないからである。「天下」と等価の「やまと」であり、「日本国」と書く意味はそこにある。[12]「皇祖の神の御代より」といいおこしながら、「天下」統治の、永続する都として定められた寧楽宮だというのである。

「皇祖の神」は具体的な輪郭をもってうけとられねばならないであろう。諸注にあって、これを神武天皇に引きあてて見ようとするものがある（沢瀉『注釈』、新編日本古典文学全集等）。しかし、「寧楽宮」に収斂するものとして、それでは的外れというほかない。[13]わたしは、天武王朝という点から見るべきものだと考える。

この歌に、「天地の寄り合ひの極み万世に栄え行かむと」と、寧楽宮が永続するものと思っていたのだという。人麻呂の一六七歌に、天武天皇が天地のはじめの神々の定めに負うて、「葦原の瑞穂の国を天地の寄り合ひの極み知らしめす神の命と」して神下されたとあるのがただちに想起されよう。おなじ表現をもって対応するのである。その対応が、上述の理解にみちびくのは当然だ。一〇四七歌は、歌い出しにおいて、聖武朝が「皇祖の神」たる天武につながって保障されてあることを確認するのであった。この「皇祖の神の御代より」が、巻六巻頭の「神代ゆ」をうけたものとして意味をもつことはいうまでもない。巻六が、寧楽宮を閉じることは、天武が開いた皇統をふりかえってなされるべきものだったのである。

この寧楽宮終焉の歌につづく、久迩新京をたたえる歌（一〇五〇～一〇五二歌、一〇五三～一〇五八歌）において、「明つ神吾が皇の天の下八島の中に」（一〇五〇歌）、「我が皇神の命の高知らす布当の宮は」（一〇五三歌）と歌いだすのも、こうした皇統の確信があってのことであった。[14]

さらに、巻六の掉尾、「敏馬の浦に過る時に作る歌　幷せて短歌」についてもいおう。[15]

敏馬の浦に過る時に作る歌　幷せて短歌

八千桙の　神の御世より　百船の　泊つる泊まりと　八島国
百船人の　定めてし　敏馬の浦は　朝風に　浦波騒き　夕波
に　玉藻は来寄る　白砂　清き浜辺は　行き帰り　見れども
飽かず　うべしこそ　見る人ごとに　語り継ぎ　しのひけら
しき　百代経て　しのはえ行かむ　清き白浜　（一〇六五歌）

反歌二首

まそ鏡　敏馬の浦は　百船の　過ぎて行くべき　浜ならなくに　（一〇六六歌）

浜清み　浦うるはしみ　神世より　千船の泊つる　大和太の浜　（一〇六七歌）

この歌は、直前の「難波宮にして作る歌　幷せて短歌」（一〇六二～一〇六四歌）に関連させて見るべきものである。それは久迩京の荒墟を悲傷する歌（一〇五九～一〇六一歌）のあとにあり、久迩京から難波宮へと遷ったことに沿って配置される。その難波宮は、「海片付きて」ある（一〇六二歌）。敏馬へ展開したなかの、「百船」（一〇六五、一〇六六歌）「千船」（一〇六七歌）が、難波宮にむかう四方の国からの船の表象として関連づけられよう。[16]

寧楽宮終焉は、久迩京―難波宮へと都が遷ることにほかならなかった。それをしも神としての天皇とともにあったというのであったが、一〇六五歌は「八千桙の神の御世より」といい、一〇六七歌は「神世より」という。「まことの神代」[17]をもちだしたのであった。「まことの神代」からの、その秩序をいまにあってもたもつのが、「皇祖の神」を継いできた天皇の「天下」なのである。その秩序の讃美によって巻頭の金村歌と相応じつつ、巻六までの「歴史」世界は閉じられた。

四

「歴史」世界とくりかえしてきたが、世界という観点をもつことが必要かつ有効だということを述べておかねばならない。

神亀三年の印南野行幸の時の歌として、金村歌と赤人歌とが並んで載る。

三年丙寅の秋九月十五日に、播磨国の印南野に幸せる時に、笠朝臣金村が作る歌一首　幷せて短歌

名寸隅の　船瀬ゆ見ゆる　淡路島　松帆の浦に　朝なぎに　玉藻苅りつつ　暮なぎに　藻塩焼きつつ　海人娘子　ありとは聞けど　見に行かむ　よしのなければ　大夫の　こころはなしに　手弱女の　思ひたわみて　たもとほり　吾はそ恋ふる　船梶をなみ　（九三五歌）

反歌二首

玉藻苅る　海人娘子ども　見に行かむ　船梶もがも　波高くとも　（九三六歌）

行き廻り　見とも飽かめや　名寸隅の　船瀬の浜に　しきる白波　（九三七歌）

山部宿祢赤人が作る歌一首　并せて短歌

やすみしし　吾が大君の　神ながら　高知らせる　印南野の
大海の原の　荒栲の　藤井の浦に　鮪釣ると　海人船騒き
潮焼くと　人そさはにある　浦を良み　うべも釣はす　浜を
良み　うべも塩焼く　あり通ひ　見さくも著し　清き白浜
（九三八歌）

反歌三首

沖つ波　辺波静けみ　漁りすと　藤江の浦に　舟そ騒ける
（九三九歌）

印南野の　浅茅押しなべ　さ寝る夜の　日長くしあれば　家
し偲はゆ
（九四〇歌）

明石潟　潮干の道を　明日よりは　下笑ましけむ　家近づけ
ば
（九四一歌）

その内容は対照的で、金村長歌は海人娘子への恋情をいい、赤人長歌は行幸の地を讃美するものとなっている。行幸の歌らしいといえるのは赤人歌ではあるが、それも、金村歌の第二反歌「見とも飽かめや」をうけて展開されるのであり、また、赤人歌の第二、第三反歌は「家ししのはゆ」「家近づけば」と、家（妻）への思いをもっていい、かならずしも行幸の地の讃美で一貫せず、行幸の歌らしくないのである。金村歌―赤人歌―金村歌と円環するともいえ、両者はかかわりあって一体だと認められる。

そのような行幸供奉の歌のありようをどう見るか。『全注』は、金村歌について「供奉歌の歌われる場面の質的な変化に応ずるものではないか、と考えられる」というが、わたしは、そのように歌うことが意味をもつものとして、「場面」の変化という言語外的条件で説明するのではない道をもとめたい。

九三五歌に「大夫のこころはなしに」とあることに着目しよう。「手弱女の思ひたわみて」と対比されているように、「大夫（ますらを）」は、官人たる男子の謂いである。「ますらを」を「健男」（二三五四歌、二三七六歌）、「建男」（二三八六歌）と表記する人麻呂歌集歌の例は、剛強な男という意味をあらわそうとしていると見られるが、仮名書記以外のほとんどは「大夫」と書かれるのであって、題詞や左注にも、「山上憶良大夫」（六歌左注他）、「石上大夫」（三六八歌題詞）、「京職藤原大夫」（五一二～五二四歌題詞）などとあるように、官名や五位以上の官人を呼ぶものとしてあらわれる。歌のなかの「大夫」にも、それと通じる官人意識を見るべきこと、はやく、稲岡耕二「軍王作歌の論」（『万葉集の作品と方法』一九八五年）の説いたとおりである。

「大夫（ますらを）」をめぐって注意されるのは、「大夫と思へ

る我」という成句である。八例を集中に数える。列挙すれば、巻一・五歌、巻二・一三五歌、巻四・七一九歌、巻六・九六八歌、巻十一・二五八四歌、巻十二・二八七五歌、巻二十・四四五六歌となる。[18] 九三五歌の「大夫のこころはなしに」も、これに準じて見ることができる。

「大夫」と思っていたわたしなのにと、言立てていうのであって、「大夫」と自負しているにもかかわらず、恋の思いにとらわれて、「大夫」らしからぬ状況にあるというわけだ。官人たるべきありようを離れてかかえてしまったものとしてあらわにするのである。それは、公的存在としての「大夫」たることを言い立てることによって、対比的に、私的な思いとしてあることをあらわにしたということができる。

巻一の軍王歌をとりあげていう。それは行幸供奉の歌であった。

讃岐国の安益郡に幸せる時に、軍王、山を見て作る歌

霞立つ　長き春日の　暮れにける　わづきも知らず　むら肝の　心を痛み　ぬえこ鳥　うらなけ居れば　玉だすき　かけの宜しく　遠つ神　吾が大君の　行幸の　山越す風の　ひとり居る　我が衣手に　朝夕に　かへらひぬれば　大夫と　思へる我も　草枕　旅にしあれば　思ひ遣る　たづきを知らに　網の浦の　海人娘子らが　焼く塩の　思ひそ燃ゆる　吾が下心　（五歌）

反歌

山越の風を　時じみ　寝る夜落ちず　家なる妹を　かけて偲ひつ　（六歌）

反歌は、家の妻を思う、いわば通常の旅の歌にほかならないといってよい。それが行幸の時の歌として載ることに意味があることを見るべきなのである。「大夫と思へる我も」ということで、供奉の官人男子たる「大夫」（その表記に官人意識をこめることにあらためて注意したい）らしからぬものをかかえてしまうことを示し、私的なものとしてそれを見出したことをいうのが、この歌の本質なのである。

私的な領域を見出すといってよい。それは私情というのがふさわしいであろう。大事なのは、その私情を歌うことを組み込んで巻一雑歌の構成があるということである。

ことは、相聞の領域においてもおなじである。石見相聞歌の第二長歌（一三五歌）が、「大夫と思へる吾もしきたへの衣の袖は通りてぬれぬ」と結ばれることを想起しよう。「大夫」と自負していたが、それらしくもなく、涙にくれて袖まで濡れとおってしま

ったという。「大夫」らしからぬ女々しさということもできる。「大夫」と思っていたわたしなのにといい、官人としてのあるべきようを離れてかかえてしまったものとしてあらわにするのである。それは、私的な思い、私情としてあるものをあらわしだして見せたということである。注意されるのは、自らのうちにとどめてよいものまで歌となったということだ。[19]

石見相聞歌をめぐって、はやく清水克彦「石見の国より上り来る時の歌（その二）」（『柿本人麻呂――作品研究――』一九六五年）がこのことにふれていたのであった。

妻に対する愛情といったような私的な感情は、もともと丈夫の口に出すべきものでもなく、また、公の場で公表すべきものでもない。これが丈夫の口にのぼり、公の場で公表されうるものとなるためには、その表現が一般化され、社会化されて、その丈夫を超えた表現とならなければならない。

という。「公表すべきものでもない」というのは、自らのうちにとどめてすむものだと言い換えられよう。それを「社会化」するとは、いわば、公表される私情となったということである。

しかし、自らのうちにとどまってよいはずのものをあらわしだして歌にするということが、どうしてありえたのか。自分の思いを歌にすることだといって、自明のものとして通り過ぎることはできない。「社会化」すべきものとして見出されたといわねばならないであろう。行幸の時の歌であっても、そう歌うべきものであったというべきなのであり、私情までをからめてとり込んであることを、『万葉集』の世界の本質として見るべきなのである。

歌にして見せることは、公表される私情となったということだと述べたが、より正確にいえば、私情の発見とその社会化というべきだと考える。離別の悲しみのなかにあることを、「大夫」たる「我」がかかえるものとして取り出してかたちをあたえるのである。「発見」といったのは、歌うことによって見出されたというべきだからである。もとより何もなかったというのではない。石見相聞歌に即していえば、任地を離れるにあたって、親しかった女性との別れに悲しみを覚えること自体はあったであろう。しかし、道行きのなかにあって、「大夫」らしからぬ女々しい悲しみの涙にくれてしまう「我」は、そのように歌うことによってはじめて取り出されえたというべきなのである。

こうして私情までをも組織するものとしてあることを見よう。雑歌・相聞・挽歌は生活の局面をきりわけるといえるが、切り分けられたそれぞれの局面において、私的領域、および、そこにあ

ったものとしての私情を見出しながら、それをもからめとって組織し、構築するのである。[20] それは、「世界」というのがふさわしいと考える。「歴史」世界という所以である。

歌の場が変化したというより、世界を構築するうえで、そのように歌われるべきものとしてあったのだととらえられる。「大夫のこころはなしに」に留意しつつ、「世界」という視点から金村歌・赤人歌（九三五～九四一歌）がかかわりあって意味をもつことを見ることが必要であり、また有効であろう。

そうした視点に立つと、巻頭の金村歌につづいて載る車持千年の歌の把握も「世界」の問題として明確にしうる。

車持朝臣千年が作る歌一首　并せて短歌

うまこり　あやにともしく　鳴る神の　音のみ聞きし　み吉野の　真木立つ山ゆ　見下ろせば　川の瀬ごとに　明け来れば　朝霧立ち　夕されば　かはづ鳴くなへ　紐解かぬ　旅にしあれば　我のみして　清き川原を　見らくし惜しも

（九一三歌）

反歌一首

滝の上の　三船の山は　恐けど　思ひ忘るる　時も日もなし

（九一四歌）

或本の反歌に曰く

千鳥鳴く　み吉野川の　川の音の　止む時なしに　思ほゆる君

（九一五歌）

あかねさす　日並べなくに　我が恋は　吉野の川の　霧に立ちつつ

（九一六歌）

右、年月審らかならず。ただし、歌の類を以てこの次に載せたり。或本に云はく、養老七年五月に吉野の離宮に幸せる時の作、といふ。

この歌について、新編全集は「行幸従駕の歌らしからぬ個人的感情の露出が見られ、単なる羈旅の歌をいってもよいほどである」という。それに対して、要は、そうした「個人的感情の露出」が意味を持つのだといおう。『全注』は、「金村の作が表の世界での予祝の歌として、千年の作が裏の官人たちの世界での恋の歌として」、組をなすというのはそれにふれようとしたものだとはいえる。しかし、「表裏」というようなことではなく、そのように歌うことによって、私的な感情まで見出し、すべてすくいとってしまうかたちで、世界として構築することにおいて、金村歌・千年歌あいまって意味あることを見るべきなのである。

『万葉集』の「歴史」は、私的領域（私情）を見出しながら、

それまでをもからめとって組み込んで、世界をあらわしだすのだと見てきた。そうした「歴史」世界として、『古事記』『日本書紀』の「歴史」とは異なるということができる。『万葉集』は、独自なみずからの「歴史」を構築するのだと、あらためてたしかめてまとめとする。

注

（1）本稿は、二十巻としてある『万葉集』を、ひとつの全体としてとらえることにむかうこころみの一環であり、行論上、いままでに発表した小論と重なるところもある。当該箇所でそれについては注記してことわることとするが、便宜のために既発表関連論文を一覧化して掲げておく。

1「飛鳥と古代歌謡」、『続飛鳥村史』中巻、二〇〇六年九月。

2「改編される『日本書紀』」、『万葉集研究』二九、二〇〇七年十二月。のち、『変奏される日本書紀』二〇〇九年七月に収めた。

3「人麻呂歌集の女歌――人麻呂歌集と『万葉集』――」、高岡市万葉歴史館叢書21『万葉の女性歌人』、二〇〇九年三月。

4「人麻呂歌集と『万葉集』――『万葉集』のテキスト理解のための覚書」、美夫君志会編『万葉集の今を考える』、二〇〇九年三月。

5「私的領域を組み込み、感情を組織して成り立つ世界」、高岡市万葉歴史館論集13『生の万葉集』、二〇一〇年三月。

6「「歴史」としての『万葉集』――『万葉集』のテキスト理解のために」、『国語と国文学』、二〇一〇年一一月。

7「「人麻呂歌集」の書記について」、『万葉集研究』三一、二〇一〇年一二月。

8「『万葉集』のなかに編集された家持」、高岡市万葉歴史館叢書23『大伴家持研究の最前線』、二〇一一年三月。

9「文学史のために――固有の言語世界は自明か――」、第3回高麗大学校・明治大学国際学術会議『韓・日　文学歴史学の諸問題』予稿集、二〇一二年九月。

つけ加えていえば、『複数の「古代」』（講談社現代新書、二〇〇七年一〇月）第八章「『万葉集』――もうひとつの「歴史」」が、こうしたこころみの直接の端緒となったものである。新書に述べたのは素描にすぎないが、その素描を具体化しようとしてきたのであった。なお、1については、その時点ではいまのテーマにかかわるものとして意識しなかった。「歴史」世界をつくる『万葉集』を、漢字世界のなかの営みとしていかに見るかというところにたちいたって、ひとつにつながるものであることを認識することとなった。9は、こうして『万葉集』をとらえてきて、そのいとなみをどう位置づけるかという、いわば結論となる。その方向

は、「文字の受容と日本語」（石川日出志他編『交響する古代』二〇一〇年三月）にも述べたことがある。

（2）「歴史」という視点に関しては、注（1）前掲『複数の「古代」』や6の論にも述べたことであるが、宮号について『万葉集古義』の説があったことの補足をふくめて整理してあらためて述べる。

（3）巻一、二の成立にかんしてはおおくの論議が重ねられているが、小川靖彦「持統王家の集としての『万葉集』巻一――巻一の増補をめぐって〈書物としての『万葉集』〉――（『日本女子大学紀要　文学部』五十、二〇〇一年三月）」、同「始原としての天智朝――『万葉集』巻二の成立と編集（その一）〈書物としての『万葉集』〉――」（『青山語文』三四、二〇〇四年三月）に、その諸論は網羅的に掲出されている。なお小川論は、「書物としての『万葉集』」を標榜するが、その副題にも見るように、二十巻をひとつの全体として見るものではなく、成立論の亜種にすぎない。本稿は、『万葉集』二十巻としてつくられたものがいかにあるかを問うのであり、いかにつくられたかを問題とはしない。

（4）『万葉集』の引用は、小島憲之・木下正俊・東野治之校注『万葉集』（新編日本古典文学全集）による。歌本文の引用は読み下し文によるが、表記はあらためたところがある。また、訓についてもあらためた箇所があるが、その旨は注記する。

（5）このことにかんしては、注（1）前掲2の論において述べたところである。

（6）『日本書紀』の引用は、坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀』（岩波文庫）による。

（7）この図には、巻五は入っていない。おなじ図式化では扱えないからである。別に述べることとするが、結論的にいえば、巻五の内包する年時は短い期間に集約され、「歴史」的構成とはいいがたい。その年時は、巻三、四、六が、寧楽宮時代を中心として構成するなかの、聖武朝がはじまったばかりの天平初年に対応する。三巻との関係は、横並びではなく、その時期の現場を現出するものとして、いわば三巻を横断するようにしてかかわっている。かかわりかたが異なるのであるが、歌だけで構成する巻三、四、六に対して、巻五は、それらの歌があった環境を示すものとしてはたらくといえる。巻五の特異さを、大宰府における旅人・憶良の「新文芸」として『万葉集』のなかで切り離してしまうのが、従来の「筑紫歌壇」論のごとき見地であった。しかし、巻五の特異さは、歌そのもののありようにあるのではなく、歌の環境をあらわにしめすことにあったと見るべきである。巻三、四、六は、固有の文芸としての歌を取り出して構成する。その歌が歌としてありえた状況――歌の「歴史」世界の環境――を巻五は示しているととらえられる。

（8）この「神代」の把握については、『柿本人麻呂研究』（一九九二

年四月）の、五補説「聖武朝の皇統意識と天武神話化」において述べた。本稿に述べたところは、その修正でもあるが、基本的な理解はかわらない。

（9）「日並」は、ヒナミシノと訓むのが通説であるが、ヒナミノと四音に訓むべきだと考える。正統なる皇位継承者たる軽皇子（文武天皇）を保障すべく、草壁皇子を天武天皇とならぶ位置に押し上げて表現した人麻呂歌（四九歌）の「日雙斯皇子命」が、諡号として「日並皇子命」として定着したのだととらえられる。参照、小論「「日雙斯皇子命」をめぐって」（注8前掲『柿本人麻呂研究』）。

（10）一六七歌の理解については、参照、小論「神話テキストとしての草壁皇子挽歌」（『古代天皇神話論』一九九九年十二月）。第二句を「初めの時の」ではなく「初めの時」とするのは、ノを読み添える根拠がないからである。また、第九、十句を「神分かち分かちし時に」とし、「神はかりはかりし時に」の訓をとらない。祝詞にあわせてよむような理解は成りたたないと考えるからである。くわしくは、小論の参照を請う。

（11）第十一、十二句は、「天の下知らしまさむと」と訓むのが現行諸注に一般的だが（新編全集、『全注』、新大系等）、原文「所知座跡」は、ムにあたる字がないので「天の下知らしいませと」とする（『代匠記』精撰本、和歌文学大系）。

（12）一国大和の意に解する説がとれないことは、本論中に述べたとおりである。原文の表記を尊重し、和歌文学大系にしたがって読み下し文は「日本の国」とした。

（13）「皇祖の神」がなにをさすかを明示しない注もあるが（新大系、和歌文学大系など）、この歌にとって本質的な問題を回避したにひとしい。

（14）ここでは、大君を神だという表現が、「神ながら」ではないことに注意を要する。福麻呂歌集歌の表現の独自性を考える必要がある。

（15）巻末における敏馬の歌の把握にかんしては、梅田徹の言に負うところがある。記して学恩に謝するとともに、その説の成稿を待望する。

（16）家持の「私の拙懐を陳ぶる一首　并せて短歌」（二十・四三六〇～四三六二歌）に、「難波の宮は　聞こし食す四方の国より奉る御調の船は　堀江より水脈引きしつつ浅なぎに梶引き上り夕潮に棹さし下り」とあることが想起される。そうした船の表象と重ねて見ることができよう。

（17）『代匠記』（初撰本）が、九〇七歌の結句の「神代」に注して「まことの神代にはあらす」といった（本論中にも引用した）ことばをもっていう。巻頭歌と対応させて見るのにかなうと考えるからである。

(18) 二八七五歌は「大夫と思ひし吾」、四四五六歌は「ますらをとおもへるものを」とあるがあわせて一類とする。

(19) この一三五歌の理解については、参照、神野志隆光「石見相聞歌」(『セミナー万葉の歌人と作品』二、一九九九年)。

(20) このことについては、注(1)前掲5の論において述べた。

(こうのし　たかみつ・明治大学大学院特任教授／東京大学名誉教授)

被覆形による複合・派生の再考察

——形容詞被覆形の想定——

蜂矢真弓

かつて本居宣長『古事記伝』が言及し、後に有坂秀世によって体系化された被覆形は、上代語の語構成の研究において、重要な地位を占めていると言える。そして、有坂（一九三一）では、動詞被覆形・名詞被覆形について、「（略）區別は必ずしも明瞭なものではない。この兩種（略）の用法は、往々交錯する。」と述べられている。しかし、有坂（一九三一）が述べる「交錯する」ということの内実は必ずしも明らかでないように思われる。本稿では、この点を中心に再検討し改めて捉え直すことから、上代語の被覆形による複合・派生について論を進めて行きたいと考える。

一

有坂（一九三一・一九三四b）は、上代における名詞・動詞には、それ自体が名詞・動詞として自立するものと、複合語・派生語の語構成要素であるものとがあり、それらのうち、同一形態素を持つものについて比較し、両者に「一種の母音交替」が存在すると述べている。

その上で、両者の末尾形態に着目し、

(a)エ列イ列に終る形はそれが単語の末尾に立つ場合にも用ゐられ得るもの

(b)ア列ウ列オ列に終る形は、そのあとに何か他の要素がついて一語を作る場合にのみ用ゐられるもの

として、右の品詞として自立することが多い(a)を「露出形」、複合語・派生語の語構成要素として用いられることが多い(b)を「被覆形」と名付けている。

なお、本稿では、名詞・動詞の被覆形—露出形の組み合わせを持つもののうち、末尾の音節がア・ウ・オ列のものを名詞被覆形・動詞被覆形、末尾の音節がイ・エ列のものを名詞露出形・動詞露出形とする。

また、本稿では、被覆形—露出形の組み合わせがあるものについてのみ考察の対象とし、そして、基本的に、確例のみを考察の

対象とする。

その上で、各品詞の被覆形が、以下の三つの複合・派生用法を取る場合について見て行くことにする。

(1)下に名詞を伴って（複合）名詞を作る場合

(2)下に接尾辞シを伴って（派生）形容詞を作る場合

(3)下に接尾辞ス・ルなどを伴って（派生）動詞を作る場合

これらを、被覆形の(1)名詞複合用法、(2)形容詞派生用法、(3)動詞派生用法、と呼ぶことにする。

有坂（一九三一）では、(2)は(3)の一部という位置付けとされ、(1)についてはあまり重点が置かれない部分もあったが、派生形容詞と派生動詞は別のものであるため、本稿では、(3)と(2)を分けて考え、その上で、(3)・(2)と同様に(1)にも重点を置いて考える。

ここで、名詞・形容詞・動詞という三つの品詞が存在し、複合名詞・派生形容詞・派生動詞の三つが存在して、被覆形の、名詞複合用法・形容詞派生用法・動詞派生用法の三用法について考察するのであれば、名詞被覆形・動詞被覆形と同様に、形容詞被覆形というものが存在するのではないかと考えてみる。

形容詞とは、全て接尾辞シを伴ったものであるので、形容詞から接尾辞シを除いた部分にあたる語基（ク活用形容詞の場合は、形態の上で語基＝語幹である）が形容詞被覆形にあたることになる。

ク活用形容詞・シク活用形容詞、それぞれの場合を例に挙げると、

ク活用　形容詞被覆形ヤス〔安〕＋接尾辞シ
　　↓派生形容詞ヤスシ〔安・易〕

シク活用　形容詞被覆形ムナ〔空〕＋接尾辞シ
　　↓派生形容詞ムナシ〔空〕

ということになる。

川端（一九七九）において、「名詞の活用」の〔C〕として挙げられたものは、名詞被覆形ア―露出形アシ〔足・脚〕、名詞被覆形ス―露出形スシ〔醢〕等のように、被覆形が、「自立形を形造る、資格的に接尾語であるもの」である《i》を伴う際に、子音（この場合はs）を挿入したものである。これと同様に考えると、形容詞被覆形が《i》を伴う際に、子音sを挿入して出来た派生形容詞が、形容詞露出形という位置付けになる。

このうち、末尾の音節がア・ウ・オ列の語基のみを、本稿では形容詞被覆形とする。

また、阪倉（一九六六）では、「複合」とは、「本来自立の用法を有する二つ以上の単語（または、これに準ずる言語単位）」が「結合」すること、とされている。これを承けて、本稿では、各品詞の被覆形を「準自立的要素」と位置づけ、「準自立的要素」である各品詞の被覆形が、下に「自立的要素」である名詞と「結

合」することを「複合」の一種とする。また、阪倉（同）では、「派生」とは「本来自立の用法を有する一つの単語に、一つ以上の非自立的要素（いはゆる接辞）」が「接合」すること、とされている。これに対して、本稿では、被覆形の用法を考える上で、「準自立的要素」である各品詞の被覆形が、下に「非自立的要素」である接尾辞を伴って「接合」することを「派生」の一種とする。

なお、動詞被覆形については、ある程度の異なり語数がある動詞を基本とするため、四段動詞・下二段動詞・上二段動詞の被覆形を検討の対象とすることにした。[1]

ところで、川端（一九七九）では、「前名詞的形状言と前動詞・前形容詞的形状言」としたものを、「両者は形状言として質的に等しく、更に言うならば、本来語彙的にも一つであった筈だ」と述べられている。これを、複合名詞・派生形容詞・派生動詞について図にすると、図1のようになる。

図1

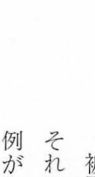

そして、同様に、被覆形という語を用いて図にすると、図2のようになる。

図2

さしあたり、各品詞の被覆形には、九種類の複合・派生の方式があるものと見た上で、この九種類について、以下見ていくことにする（図1と図2については、第五節でも述べる）。

さて、有坂（一九三一）において、「（略）動詞的語根と名詞的語根との區別は必ずしも明瞭なものではない。この両種の語根の用法は、往々交錯する。」と述べられている。図2は、その「交錯」を表しているようにも見える。本稿では、この「交錯する」用法について改めて検討すると共に、被覆形全体の様相についても考察しようと思う。

二

被覆形―露出形の対応を持つ名詞のうち、名詞被覆形、及び、それによる複合名詞・派生形容詞・派生動詞に、上代における確例が存在するものは、以下の三五（一）例[2]（（　）内の数字は、平安初期の用例数で内数。以下同様。）である。

①アカ〔赤〕―アケ〔朱〕、サカ〔酒〕―サケ、

タカ〔高〕―タケ〔高・丈〕、カガ〔影〕―カゲ、
スガ〔菅〕―スゲ、タ〔手〕―テ、タタ〔楯〕―タテ〔縦〕、
カナ〔金〕―カネ、フナ〔舟〕―フネ、ムナ〔胸〕―ムネ、
ウハ〔上〕―ウヘ、マ〔目〕―メ、アマ〔天〕―アメ、
マラ〔稀〕―マレ、ウラ〔末〕―ウレ、タカ〔竹〕―タケ、
ワサ〔早稲〕―ワセ、サナ〔核〕―サネ、イナ〔稲〕―イネ、
ヒラ〔領巾〕―ヒレ

②ツク〔月〕―ツキ、ツク〔槻〕―ツキ、サツ〔獲〕―サチ、
ヌ〔瓊〕―ニ、カム〔神〕―カミ、クル〔栗〕―クリ、
ククク〔茎〕―クキ、ツク〔調〕―ツキ、カブ〔芽〕―カビ、
タブ〔粒〕―タビ

③クロ〔黒〕―クリ〔涅〕、アヲ[3]〔青〕―アヰ〔藍〕

④コ〔木〕―キ、ホ〔火〕―ヒ、マロ〔円〕―マリ〔鞠〕

これらの名詞被覆形が派生動詞・派生形容詞・複合名詞を作る場合について、以下に見る。

まず、名詞被覆形の動詞派生用法によって作られた派生動詞[4]（■は平安初期の用例。以下同様。）の異なり語数は以下の六（一）例である。

〔ア列〕

アカ〔赤〕（『日本書紀』）→アカス〔明〕（『古事記』）・アカル〔明・赤〕（『日本書紀』）

タカ〔高〕（『古事記』）→タカル（『古事記』）

タタ〔楯〕（『日本書紀』）→タタス（『古事記』）

〔ウ列〕

カム〔神〕（『古事記』）→カムサブ〔神古・神成〕（『萬葉集』）

ツク〔調〕（『古事記』）→ツクノフ〔償・報〕（『新撰字鏡』）

次に、名詞被覆形の形容詞派生用法によって作られた派生形容詞の異なり語数は以下の四例である。

〔ア列〕

アカ〔赤〕→アカシ〔赤〕（『萬葉集』）

タカ〔高〕→タカシ〔高〕（『萬葉集』）

〔オ列〕

クロ〔黒〕→クロシ〔黒〕（『古事記』）

アヲ〔青〕→アヲシ〔青〕（『古事記』）

また、名詞被覆形の名詞複合用法によって作られた複合名詞の異なり語数と一部の例を挙げると以下のようになる。前述の派生動詞・派生形容詞に比べ、複合名詞の異なり語数が圧倒的に多いことから、名詞複合用法が名詞被覆形の基本的用法と考えられる。

〔ア列〕七一（八）例

サカ〔酒〕→サカヅキ〔酒坏〕（『萬葉集』）

〔ウ列〕一七（一）例
ツク〔月〕→ツクヨ|〔月夜〕（『萬葉集』）
〔オ列〕二一（一）例
|コ〔木〕→|コダチ〔木立・樹立〕（『日本書紀』）
【合計一〇九（一〇）例】

三

第二節において名詞被覆形の三用法について見たのに対し、本節では動詞被覆形の三用法について見ることにする。

まず、動詞被覆形の動詞派生用法によって作られた派生動詞の異なり語数を表にし、一部の例を挙げる。[5] 後述の派生形容詞・複合名詞に比べ、派生動詞の異なり語数が圧倒的に多いことから、動詞派生用法が、動詞被覆形の基本的用法と考えられる。

表1（派生動詞）

被覆形末尾	ア列	ウ列	オ列	計
四段	51 (11)	3	20 (2)	74 (13)
四段・下二段	5	1	0	6
下二段	37 (5)	2	5 (1)	44 (6)
上二段	3	6	9 (1)	18 (1)
計	96 (16)	12	34 (4)	142 (20)

動詞被覆形の動詞派生用法

四段動詞＋接尾辞→派生動詞（※印は下二段動詞＋接尾辞→派生動詞としても挙げられる。）

ワク〔沸・涌〕（『新訳華厳経音義私記』）→ワカス〔沸〕（『萬葉集』）

ソフ〔副・添〕（『古事記』）→|ソホル〔添〕（『日本書紀』）

ハル〔墾〕（『萬葉集』）→※ハラク〔開〕（『日本書紀』）・ハルク（『古事記』）

タタク〔叩〕（『古事記』）→タタカフ（『古事記』）

ワヅラフ〔煩〕（『萬葉集』）→ワヅラハス〔煩〕（『新撰字鏡』）

モ|トホル〔廻〕（『古事記』）→モ|トホロフ（『古事記』）

下二段動詞＋接尾辞→派生動詞（※印は四段動詞＋接尾辞→派生動詞としても挙げられる。）

ヌ〔寝・寐〕（『古事記』）→ナス〔眠〕（『古事記』）・ナス（『萬葉集』）

フ〔経・歴〕（『古事記』）→フル〔古・旧〕（『萬葉集』）

アグ〔上・挙・揚〕（『古事記』）→アガル〔上・騰〕（『萬葉集』）

スク（『古事記』）→スクフ〔救〕（『仏足石歌』）

ハル〔晴・霽〕（『新撰字鏡』）→※ハラク〔開〕（『日本書紀』）・ハルク（『古事記』）

コム〔籠〕（『萬葉集』）→コモル〔隠〕（『日本書紀』）

カサヌ〔重・累〕（『萬葉集』）→カサナル〔重・累〕（『萬葉集』）

アラタム〔改〕（『日本後紀』逸文）→アラタマル（『日本後紀』逸文）

上二段動詞＋接尾辞→派生動詞

フ〔乾・干〕（『萬葉集』）→ホス〔乾・干〕（『萬葉集』）

ネグ〔労・請〕（『古事記』）→ネガフ〔願・望〕（『萬葉集』）

ツク〔尽〕（『日本書紀』）→ツクス〔尽〕（『萬葉集』）

オフ〔生〕（『古事記』）→オホス〔生〕（『萬葉集』）

ホロブ〔滅・亡〕（『仏足石歌』）→ホロボス〔滅〕（『萬葉集』）

次に、動詞被覆形の形容詞派生用法によって作られた派生形容詞の異なり語数を表にし、一部の例を挙げる。

表2（派生形容詞）

被覆形末尾	ア列	ウ列	オ列	計
四段	9(2)	1	6	16(2)
四段・下二段	1	0	0	1
下二段	11(3)	0	1	12(3)
上二段	1	3	3	7
計	22(5)	4	10	36(5)

動詞被覆形の形容詞派生用法[6]

四段動詞＋接尾辞シ→派生形容詞（※印は下二段動詞＋接尾辞シ→派生形容詞としても挙げられる。）

〈シク活用〉

ヒク〔引〕（『萬葉集』）→ヒカシ（『萬葉集』・東歌）

ヨル〔縁・依〕（『萬葉集』）→ヨラシ（『萬葉集』）・ヨロシ〔宜〕（『萬葉集』）

ナツク[7]〔馴〕（『萬葉集』・『新撰字鏡』）→※ナツカシ（『萬葉集』）

イツク〔斎〕（『古事記』）→イツクシ〔厳〕（『萬葉集』）

エマフ〔咲〕（『萬葉集』）→エマハシ（『萬葉集』）

イキヅク〔気衝・息衝〕（『古事記』）→イキヅカシ〔気衝〕（『萬葉集』）

イキドホル〔懐悒〕（『萬葉集』）→イキドホロシ〔悄〕（『日本書紀』）

下二段動詞＋接尾辞シ→派生形容詞（※印は四段動詞＋接尾辞シ→派生形容詞としても挙げられる。）

〈ク活用〉

アク〔明〕（『日本書紀』）→アカシ〔明〕（『萬葉集』）

タク〔斜〕（『新撰字鏡』）→タカシ〔高〕（『萬葉集』）

アス[8]〔浅〕（『萬葉集』・『後撰和歌集』）→アサシ〔浅〕（『催馬楽』）

〈シク活用〉

カヌ〔兼〕（『萬葉集』）→カナシ〔悲・憐〕（『萬葉集』）

トム〔尋・求〕（『萬葉集』）→トモシ〔乏〕（『古事記』）

ナツク〔馴・懐〕（『萬葉集』）→※ナツカシ（『萬葉集』）

ウレフ〔憂〕（『萬葉集』）→ウレハシ〔憂〕（『西大寺本金光明最勝王経』平安初期点・春日政治氏釈文）

上二段動詞＋接尾辞シ→派生形容詞

〈ク活用〉

フル〔古・旧〕（『萬葉集』）→フルシ〔古・故〕（『萬葉集』）

〈シク活用〉

ナグ（『萬葉集』）→ナグシ〔和〕（『丹後国風土記逸文』古事記裏書）

コフ〔恋〕（『日本書紀』）→コホシ（『日本書紀』）

クユ〔悔〕（『萬葉集』）→クヤシ〔悔〕（『古事記』）

ヨロコブ[9]〔喜・歓・悦〕（『祝詞』・『西大寺本金光明最勝王経』平安初期点・春日政治氏釈文）→ヨロコボシ〔悦〕（『続日本紀』宣命）

そして、動詞被覆形の名詞複合用法によって作られた複合名詞の異なり語数を表にし、一部の例を挙げる。[10]

表3（複合名詞）

被覆形末尾	ア列	ウ列	オ列	計
四段	1	0	0	1
四段・下二段	2	0	0	2
下二段	29 (5)	1	0	30 (5)
上二段	0	1	3	4
計	32 (5)	2	3	37 (5)

動詞被覆形の名詞複合用法

四段動詞＋名詞→複合名詞（※印は下二段動詞＋名詞→複合名詞としても挙げられる。）

ハク〔著・帯〕（『古事記』）→※ハカマ〔袴・褌〕（『日本書紀』）

タツ〔立〕（『古事記』）→※タタナミ（『日本書紀』）
カム〔醸〕（『古事記』）→カマタチ（『正倉院文書』）
下二段動詞＋名詞→複合名詞（※印は四段動詞＋名詞→複合名詞としても挙げられる。）
ハク〔著・帯〕（『萬葉集』）→※ハカマ〔袴・褌〕（『日本書紀』）
マグ〔勾・枉〕（『萬葉集』）→マガコト〔悪事・枉〕（『祝詞』）
タツ〔立〕（『古事記』）→※タタナミ（『日本書紀』）
イユ（『日本書紀』）→イユシシ（『日本書紀』）
アク〔明〕（『日本書紀』）→アカカガチ〔赤酸醤〕（『日本書紀』）・アカモ〔赤裳〕（『萬葉集』）等
タク〔斜〕（『新撰字鏡』）→タカガヤ（『萬葉集』）・タカキ（『古事記』）等
アス[11]〔浅〕（『萬葉集』・『後撰和歌集』）→アサジノハラ〔浅小竹原〕（『古事記』）・アサノ〔浅野〕（『日本書紀』）等
アル〔荒〕（『古事記』）→アラガキマユミ（『萬葉集』）・アラキ〔荒木〕（『新撰字鏡』）等
上二段動詞＋名詞→複合名詞
ヨク〔避〕（『萬葉集』）→ヨコヤマ〔横山〕（『萬葉集』）
フル〔古・旧〕（『萬葉集』）→フルクサ（『萬葉集』）

四

第二節で名詞被覆形の三用法、第三節で動詞被覆形の三用法について見たのに対し、本節では形容詞被覆形の三用法について見ることにする。

まず、形容詞被覆形の名詞複合用法によって作られた複合名詞の異なり語数と、その一部の例は、以下の通りである。

〔ク活用語基〕六六（五）例
ト〔利・鋭・聡〕（『古事記』）→トメ（『古事記』）
ヨ〔吉〕（『古事記』）→ヨゴト〔吉事〕（『萬葉集』）
ウマ〔味〕（『萬葉集』）→ウマヒト〔『日本書紀』〕
イタ〔痛〕（『萬葉集』）→イタテ〔痛手〕（『古事記』）
トホ〔遠〕（『萬葉集』）→トホヒト（『日本書紀』）
チヒサ〔小〕（『新撰字鏡』）[12]→チヒサコトネリ（『神楽歌』）
〔シク活用語基〕九（一）例
ムナ〔空〕（『萬葉集』）→ムナコト〔空言〕（『萬葉集』）
タハ〔靡靡〕（『新撰字鏡』）→タハコト〔狂言〕（『萬葉集』）
マサ〔正〕（『新撰字鏡』）→マサメ（『仏足石歌』）
【合計】七五（六）例

次に、形容詞被覆形の動詞派生用法によって作られた派生動詞の異なり語数と、その例は、以下の通りである。[13]

〔ク活用語基〕七例

〔接尾辞ル〕

ヒロ〔広〕（『萬葉集』）→ヒロル〔弘〕（『古事記』）

アカ〔明・赤〕（『萬葉集』）→アカル〔明・赤〕（『日本書紀』）

タカ〔高〕（『萬葉集』）→タカル（『古事記』）

〔接尾辞ス〕

アカ〔明・赤〕（『萬葉集』）→アカス〔明〕（『古事記』）

アラ〔荒〕（『萬葉集』）→アラス〔荒〕（『萬葉集』）

クラ〔闇・暗〕（『新撰字鏡』）→クラス〔暮〕（『萬葉集』）

フル〔古・故〕（『萬葉集』）→フルス[14]〔古〕（『萬葉集』・『古今和歌集』）

〔シク活用語基〕五例

〔接尾辞ル〕

タハ〔靡靡〕（『新撰字鏡』）→タハル（『萬葉集』）

ホ〔欲〕（『古事記』）→ホル〔欲〕（『萬葉集』）

〔接尾辞ス〕

オモホ（『萬葉集』）→オモホス〔御念〕（『萬葉集』）

ナヤマ〔不平・阻〕（『萬葉集』）→ナヤマス〔悩〕（『萬葉集』）

ツカラ〔疲〕（『続日本紀』宣命）→ツカラス（『歌経標式』）

【合計一二例】

そして、形容詞被覆形の形容詞派生用法によって作られた派生形容詞の異なり語数は、以下の通りである。

〔ク活用語基〕六六（一〇）例

ヤス〔安〕→ヤスシ〔安・易〕（『古事記』）等

〔シク活用語基〕八〇（一〇）例

ムナ〔空〕→ムナシ〔空〕（『萬葉集』）等

【合計一四六（二〇）例】

形容詞被覆形の三用法の中で圧倒的に例が多いことから、形容詞派生用法が、形容詞被覆形の基本的用法であると考えられる。

五

第一節に挙げた図2に従って、第二節・第三節・第四節に挙げたものを、異なり語数と共に図にすると、図3のようになる。[15]

図3

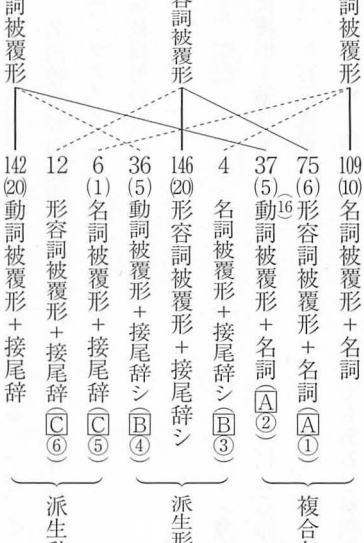

この図3のうち、以下の六用法について見ていく。ただし、アカ〔明・赤〕・タカ〔高〕が名詞被覆形＝形容詞被覆形＝動詞被覆形であるという点は、①～⑥に共通しているため、そのことのみ先に述べておく。

①形容詞被覆形の名詞複合用法

先のアカ〔明・赤〕・タカ〔高〕の他、クロ〔黒〕・アヲ〔青〕は名詞被覆形＝形容詞被覆形であるため、アカ〔明・赤〕・タカ〔高〕＋名詞→複合名詞一四（一）例、クロ〔黒〕・アヲ〔青〕＋名詞→複合名詞一四例については、形容詞被覆形の名詞複合用法である一方で、名詞被覆形の名詞複合用法（名詞被覆形の基本的用法）でもあると解釈出来る。一方、それ以外には、形容詞被覆形の名詞複合用法は四七（五）例存在する。

②動詞被覆形の名詞複合用法

先のアカ〔明・赤〕・タカ〔高〕の他、タタ〔楯〕は名詞被覆形＝動詞被覆形であるため、アカ〔明・赤〕・タカ〔高〕＋名詞→複合名詞一四（一）例、タタ〔立〕＋名詞→複合名詞一例は、動詞被覆形の名詞複合用法である一方で、名詞被覆形の名詞複合用法（名詞被覆形の基本的用法）でもあると解釈出来る。一方、それ以外には、動詞被覆形の名詞複合用法は二二（四）例存在する。[17]

③名詞被覆形の形容詞派生用法

先のアカ〔明・赤〕・タカ〔高〕の他、クロ〔黒〕・アヲ〔青〕は名詞被覆形＝形容詞被覆形であるため、アカ〔明・赤〕・タカ〔高〕＋接尾辞シ→派生形容詞二例、クロ〔黒〕・アヲ〔青〕＋接尾辞シ→派生形容詞二例の合計四例は、全て、名詞被覆形の形容詞派生用法である一方で、形容詞被覆形の形容詞派生用法（形容詞被覆形の基本的用法）でもあると解釈出来る。それ以外には、名詞被覆形の形容詞派生用法の例は存在しない。

④動詞被覆形の形容詞派生用法

第三節の、「動詞被覆形の形容詞派生用法」にて述べたように、先のアカ〔明・赤〕・タカ〔高〕を含め、ヒク〔引〕→ヒカシの

ヒカ等の三六（五）例であるが、これらの動詞被覆形は、全て形容詞被覆形でもある。つまり、これらの派生形容詞は、全て、動詞被覆形の形容詞派生用法である一方で、形容詞被覆形の形容詞派生用法（形容詞被覆形の基本的用法）でもあると解釈出来る。それ以外には、動詞被覆形の形容詞派生用法の例は存在しない。

⑤名詞被覆形の動詞派生用法

先のアカ〔明・赤〕・タカ〔高〕の他、タタ〔楯〕は名詞被覆形＝動詞被覆形であるため、アカ〔明・赤〕・タカ〔高〕＋接尾辞→派生動詞三例、タタ〔楯〕＋接尾辞→派生動詞一例は、名詞被覆形の動詞派生用法である一方で、動詞被覆形の動詞派生用法（動詞被覆形の基本的用法）でもあると解釈出来る。一方、それ以外には、名詞被覆形の動詞派生用法は二（一）例（カムサブ〔神古・神成〕・ツクノフ〔償・報〕）しか存在しない。

⑥形容詞被覆形の動詞派生用法

先のアカ〔明・赤〕・タカ〔高〕の他、アラ〔荒〕・クラ〔闇・暗〕・フル〔古〕・オモホ・ナヤマ〔不平・阻〕・ツカラ〔疲〕は形容詞被覆形＝動詞被覆形である。よって、これらによる派生動詞九例は、形容詞被覆形の動詞派生用法である一方で、動詞被覆形の動詞派生用法（動詞被覆形の基本的用法）でもあると解釈出来る。一方、それ以外には、形容詞被覆形の動詞派生用法は三例（ヒロル〔弘〕・タハル・ホル〔欲〕）しか存在しない。

ここで、①～⑥において、名詞被覆形の基本的用法・形容詞被覆形の基本的用法・動詞被覆形の基本的用法でもあると解釈出来ると述べた例について考える。これらは、「名詞被覆形＝形容詞被覆形＝動詞被覆形」・「名詞被覆形＝形容詞被覆形」・「形容詞被覆形＝動詞被覆形」・「動詞被覆形＝名詞被覆形」となる被覆形、及び、それらからの名詞複合用法・形容詞派生用法・動詞派生用法である。これは、第一節で挙げた図1と類似した形態を成しており、図にすると、図4のようになる（「＝」部分は、一つのみが適用される場合と、全てが適用される場合とがある）。

図4

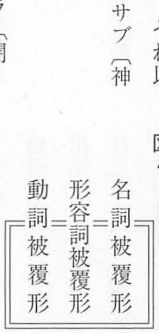

図4に当たるものは、名詞被覆形＝形容詞被覆形＝動詞被覆形となる被覆形の総数が二例、名詞被覆形＝形容詞被覆形となる被覆形の総数が二例、形容詞被覆形＝動詞被覆形となる被覆形の総数が三四（五）例、動詞被覆形＝名詞被覆形となる被覆形の総数が一例、そして、複合名詞の総数が二九（一）例、派生形容詞の

総数が三八（五）例、派生動詞の総数が一〇例である。

なお、形容詞被覆形＝動詞被覆形となる被覆形の総数は、他に比べて多い。このため、有坂（一九三一）では、(3)下に接尾辞ス・ルなどを伴って（派生）動詞を作る場合と、(2)下に接尾辞シを伴って（派生）形容詞を作る場合とを、あえて分けずに論を進めたのではないかとも考えられる。

次に、図3から、前述の図4に当たるものを除いた図を作ってみると、図5のようになる。[18]

図5

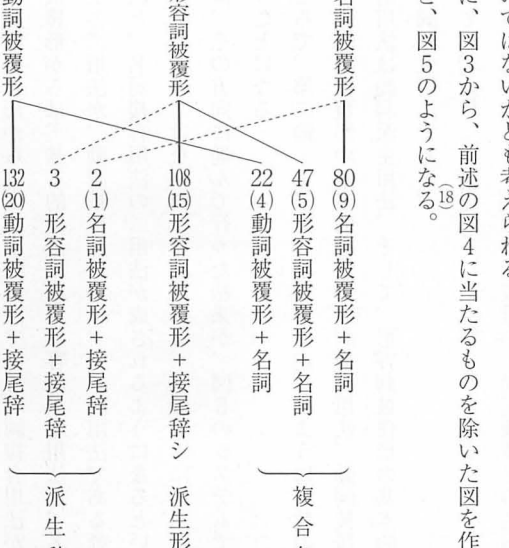

各品詞の被覆形とそれによる用法の用例数を数え、図にしたものが図3である。そして、図3は、図4と図5に分けられる。図4を作り、図3を図4と図5に分けることにより、図3の実態がよく分かり、図3をシステム別に整理することが出来ようになる。

また、図3・図4・図5と同様に、第一節に挙げた図1・図2についても考える。第一節で述べたように、川端（一九七九）における形状言と複合名詞・派生形容詞・派生動詞を図にしたものが図1であり、名詞被覆形・形容詞被覆形・動詞被覆形と、複合名詞・派生形容詞・派生動詞を図にしたものが図2である。この、図1を本稿上で図にしたものが図4に当たり、図2を詳細にしたものが図3に当たる。

さて、図4と図5に当たるものの用例数について見てみると、図4に当たるものは、前述の通り、複合名詞の総数が二九（一）例、派生形容詞の総数が三八（五）例、派生動詞の総数が一〇例である。一方、図5に当たるものは、複合名詞の総数が一三七（一五）例[19]、派生形容詞の総数が一〇八（一五）例、派生動詞の総数が一三七（二一）例である。よって、全体数としては、図4に当たる例よりも図5に当たる例の方がかなり多いことが分かる。このことから、図4から図5へという方向性があった可能性が考えられる。

つまり、元々は、各品詞の被覆形間の境界線が明確ではない状態のまま、名詞複合用法・形容詞派生用法・動詞派生用法の三用

法が成されていた。これが図4のシステムである。しかし、被覆形が、名詞被覆形・形容詞被覆形・動詞被覆形の三つに分かれて行き、名詞被覆形からは、基本的用法である名詞複合用法が、形容詞被覆形からは、基本的用法である形容詞派生用法と、名詞複合用法の二用法が、動詞被覆形からは、基本的用法である動詞派生用法と、名詞複合用法の二用法が成されるようになるという方向性があったのではないかと考えられる。そのように考えられるならば、その方向に進んで行った結果が、図5のシステムであるということになる。

ところで、第二節・第三節・第四節で述べたように、数の上から見て、名詞被覆形の基本的用法は名詞複合用法、動詞被覆形の基本的用法は動詞派生用法、そして、形容詞被覆形の基本的用法は形容詞派生用法である。

よって、「交錯」する用法というものを考えるならば、基本的用法以外の用法である、A形容詞被覆形・動詞被覆形の名詞複合用法（①・②）、B名詞被覆形・動詞被覆形の形容詞派生用法（③・④）、C名詞被覆形・形容詞被覆形の動詞派生用法（⑤・⑥）が、A・B・C共に、または、A・B共に、または、B・C共に、または、C・A共にあることが、「交錯」する用法ということになる。

①・②で述べたように、A（①・②）ついては、名詞被覆形の基本的用法でもあるもの以外にも、無視できない量の用例が存在する。しかし、③・④で述べたように、B（③・④）は形容詞被覆形の基本的用法でもあり、また、⑤・⑥で述べたように、C（⑤・⑥）は、用例数の少ないものを除けば、動詞被覆形の基本的用法でもある。[20] つまり、基本的用法以外の範疇では、Aは存在するが、Bは存在せず、Cもほぼ存在しないことから、A・B共に、または、B・C共に、または、C・A共に、または、A・B・C共にあるという、「交錯」している状態ではほぼないものと考えられる。

有坂（一九三一）は、「動詞的語根の被覆形が熟語の初項中項としてあらはれる例」として、②動詞被覆形の名詞複合用法に当たる用例を、「名詞的語根が動詞的又は形容詞的接尾辭に接する例」として、③名詞被覆形の形容詞派生用法・⑤名詞被覆形の動詞派生用法に当たる用例を挙げ、[21] 上記の三種類の用法が存在するため「交錯する」と述べている。確かに、②・③・⑤の用法が存在するということは、A・B・C共に存在するので、「交錯」しているということになる。一方、本稿では、前述のように、①～⑥の用例を挙げた上で、図4に当たる用法を除いた結果、①・②・⑤・⑥の用法、つまりA・Cが残るとした。そして、用例数の差

に注目したところ、他の用法に比べ、⑤・⑥の用法は圧倒的に少ないことから、Aは存在するがCはほぼ存在せず、図5のように、「交錯」している状態ではほぼないという結論に至った。

次に、図5から、ほぼ存在しない用法（点線部分）を除いた図を作ると、図6のようになる。

図6

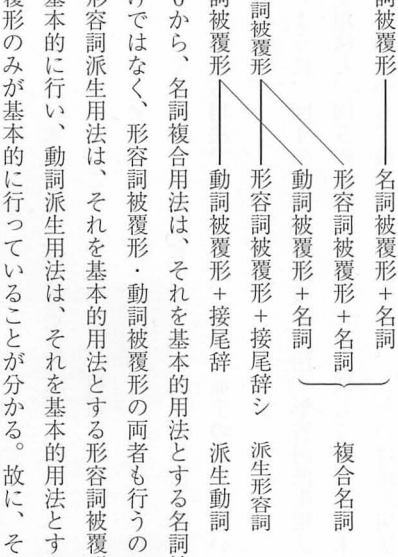

図6から、名詞複合用法は、それを基本的用法とする名詞被覆形だけではなく、形容詞被覆形・動詞被覆形の両者も行うのに対し、形容詞派生用法は、それを基本的用法とする形容詞被覆形のみが基本的に行い、動詞派生用法は、それを基本的用法とする動詞被覆形のみが基本的に行っていることが分かる。故に、その点で、名詞複合用法と、形容詞派生用法・動詞派生用法とは異なる用法であるということになる。

その理由として、まず考えられるのは、下接するものが、名詞であるのか接尾辞であるのかという違いである。名詞は、基本的に上接するものに制限がない。それに対して、接尾辞には上接するものに制限がある。よって、複合名詞を作ることは容易であったのに対し、派生形容詞・派生動詞を作ることは複合動詞ほど容易ではなかったものと考えられる。

次に、名詞と接尾辞の数の違いが考えられる。名詞は数多く存在するが、動詞・形容詞を作る接尾辞は、動詞を作る注(5)に挙げた若干数のもの、及び形容詞を作るシが存在するだけである。そのため、複合名詞を作ることは容易であったのに対し、派生形容詞・派生動詞を作ることは複合名詞ほど容易ではなかったものと考えられる。

さらに、複合名詞と、派生形容詞・派生動詞の性質の違いが考えられる。複合名詞を作る際には、一つの被覆形が数多くの異なった名詞を下接することが多々ある。しかし、派生形容詞を作る際には接尾辞シのみを下接するのであり、そして、派生動詞を作る際にも、ノク→ノコス〔遣〕・ノコル〔遣〕のように、二種類の接尾辞を下接する被覆形も存在するが、一〇例のみである。故に、複合名詞を作ることは容易であったのに対し、派生形容詞・派生動詞を作ることは複合動詞ほど容易ではなかったものと考えられる。

その結果、容易であるところの名詞複合用法は、名詞被覆形の

みならず、形容詞被覆形・動詞被覆形の両者も行っていたのに対し、複合動詞ほど容易ではないところの形容詞派生用法・動詞派生用法は、基本的には、それぞれ形容詞被覆形・動詞被覆形のみが行っていたものと考えられる。

以上のように、本稿は形容詞被覆形を想定した上で、「交錯する」用法の有無ということを手掛かりに、被覆形全体について再考察した。そして、「交錯」している状態ではほぼないと判断するに至り、その上で、名詞複合用法と形容詞派生用法・動詞派生用法とが異なる用法であることを、複合と派生の性質の違いによって説明した。

先のように、図4のような名詞複合用法・形容詞派生用法・動詞派生用法と、図5のようなそれらとを区別して考察して来たが、そうした観点から、複合用法・派生用法、とりわけ派生用法について、さらに分析することが出来るのではないかと考えている。今後とも、上代語の語構成について再考察して行きたい。

注

（1）本稿中の表に扱った四段・二段動詞は、『時代別国語大辞典上代編』に項目のある動詞が基本である。ただし、『時代別国語大辞典上代編』の項目に掲げてあるものでも、実際の用例においては被覆形か露出形かが確定出来ない例が含まれているが、ここでは被覆形か露出形かが分かる確例のみを挙げた。

また、動詞被覆形に限らず、平安初期の用例も入れることにする。平安初期の用例も入れることにするのは、上代の確例だけでは用例数が少ないという理由もあるが、平安初期とそれ以降との間で言葉が大きく変わるということも理由の一つである。金水（一九八三）「平安時代の仮名散文資料では、十世紀中頃までヲリとキタリがキルの状態化形式の中心となり、ヲリは主語下位待遇の機能を持つようになった」、安部（一九九六）「中古の形容詞延べ語数を、上代語・中古語の比率から分析すると、中古前期後期で段階的な相違があり」、村田（二〇〇五）第三篇第二章「情態副詞との連続性においてカナリ型形容動詞には歴史性があり、語の新しさ・古さという認識においては、ゲナリ型形容動詞に新しさを見ていたはずであり、九〇〇年代半ば以降の作品で、ゲナリ型の語の種類（異なり語数）が増加し、カナリ型を凌ぐ作品が多数現れるようになる」などの指摘から、平安初期とそれ以降との間で言葉が大きく変わるということが分かる。

この三つの論文は、全く異なる対象のものであるため、平安初期とそれ以降との間で言葉が大きく変わる理由も異なる。しかし、三つの全く異なる対象において、言葉の変化の時期が一致したと

いうことは、対象を問わず、平安初期とそれ以降との間が言葉の大きな変化の時期であると考えて良いと思われる。したがって、上代の用例のみならず、平安初期の用例も入れることにする。

（2）蜂矢（二〇〇六）第一節参照。

（3）有坂・池上法則第三則によれば、甲類の可能性が高いと考えられる。『岩波古語辞典』「あをかき【青垣】」の項に「awokaki」とあることも参照される。

（4）接尾辞については、後述の注（5）参照。

（5）有坂（一九三一）では、ス（他動）・ル・ク・ツ・ブ・ナフ・バフを接尾辞としてカウントしているが、本節では、その他にス（尊敬）・フ・ム・カス・ガル・サブ・ノフも接尾辞としてカウントする。ス（尊敬）・フ・ム・カス・ガルは、ナス〔眠〕・ツタフ〔伝〕・フカム〔深〕・オビヤカス〔脅・劫〕・ムラガル〔群〕のように、下二段動詞の末尾の音節がア列であるものに接続しているので接尾辞と見て良いと考えられるためである。また、サブ・ノフは、動詞被覆形に伴われる例はないのでここには挙げないが、第二節では取り上げている。

因みに、ス（尊敬）・フについては、小柳（二〇一一）で、「Ⅲ す（尊敬）　ふ（継続）」とした上で、接尾辞（小柳（二〇一一）の中では「接尾語」）としてカウントされている。

（6）四段動詞＋接尾辞シによる派生形容詞はシク活用のみであるが、下二段動詞＋接尾辞シによる派生形容詞、上二段動詞＋接尾辞シによる派生形容詞には、シク活用だけではなく、アカシ〔明〕・タカシ〔高〕・フカシ〔深〕・アサシ〔浅〕・アラシ〔荒〕・クラシ〔暗〕、及び、フルシ〔古〕というク活用のものもある。釘貫（一九九六）第三部第五章参照。

（7）『萬葉集』の「名付西」の例と合わせると、ナツク〔馴〕は上代から存在していたと考えて良いものと見られる。

ナツク〔馴〕なつきにし〈名付西〉奈良の都の荒れ行けば出で立つごとに嘆きし増さる（『萬葉集』一〇四九）

（8）『萬葉集』の「浅尓家留香裳」の例と合わせると、アス〔浅〕は上代から存在していたと考えて良いものと見られる。

アス〔浅〕ひさかたの天の探女が石船の泊てし高津はあせにけるかも〈浅尓家留香裳〉（『萬葉集』二九二）

また、アサシというク活用の派生形容詞があることから、四段動詞ではなく下二段動詞アス〔浅〕であることが分かる。有坂（一九三一）は、四段動詞から派生するク活用形容詞としてアサシを挙げているが、これはアス〔浅〕（四段）から派生したのではなく、アス〔浅〕（下二段）からの派生ととらえる方が良いと考えられる。これは、釘貫（一九九六）第三部第五章に、「ク活用形容詞を派生する動詞群であるが、これらは確認し得る限りすべて二段動詞であることが知られる。」とあるように、四段動詞

からク活用形容詞が派生した例は他にないことによる。

(9) 『祝詞』の「悦己備」の例と合わせると、ヨロコブ〔喜・歓・悦〕は上代から存在していたと考えて良いものと見られる。

ヨロコブ〔喜・歓・悦〕教悟給比那我良船居作給部礼波　悦己備嘉之美（『祝詞』遣唐使時奉幣）（卜部兼永本）

(10) 四段ナク〔泣・鳴〕（『古事記』）→ナクメ（『日本書紀』）、四段・下二段両用タル〔垂〕（『萬葉集』）→タルヒメ（『萬葉集』）などのように、末尾の音節がウ列である被覆形も存在する（四段動詞からの被覆形は一一（二）例、四段・下二段両用の動詞被覆形は二例）。しかし、これらは、四段動詞の連体形、四段・下二段両用の動詞の（四段動詞の）連体形である可能性もないとは言えないため、とりあえず削除しておくことにする。

(11) 注(8)参照。

(12) 林（二〇〇六）参照。

(13) 林（二〇〇四）参照。

ところで、実は、タフト〔貴・尊〕（『古事記』）→タフトブ〔貴・尊〕（『続日本紀』宣命）、ヒロ〔広〕（『萬葉集』）→ヒロム〔弘〕（『続日本紀』宣命）のように、ク活用形容詞被覆形＋接尾辞ブ・ム→派生動詞の例も存在する。しかし、シク活用形容詞の場合で見てみると、カナシ〔悲・哀・憐〕（『萬葉集』）→カナシブ〔哀・悵〕（『萬葉集』）、トモシ〔乏〕（『古事記』）→トモシム〔令乏〕（『萬葉集』）のように、シク活用形容詞被覆形＋接尾辞ブ・ム→派生動詞ではなく、シク活用形容詞語幹＋接尾辞ブ・ム→派生動詞になっている。このことから考えると、タフトブ〔貴・尊〕・ヒロム〔弘〕のような例は、形容詞語幹の用法として、ク活用形容詞語幹＋接尾辞ブ・ム→派生動詞の例であると考えるべきである。よって、タフトブ〔貴・尊〕・ヒロム〔弘〕のような例は、ここでは削除する。

また、形容詞被覆形＋接尾辞ブ・ムの例を削除することにより、アヲム〔青〕の例も削除することにする。

(14) 『萬葉集』の「古須」の例と合わせると、フルス〔古〕は上代から存在していたと考えて良いものと見られる。

フルス〔古〕照左豆が手に巻き古す〈手尓纏古須〉玉もがもその緒は替へて我が玉にせむ（『萬葉集』一三二六）

(15) 図3の動詞被覆形と動詞被覆形＋接尾辞による派生動詞の異なり語数だけを見ると、一見、あまり派生動詞を作っていないようにも見えるが、これは、動詞被覆形の異なり語数が、派生動詞を作る動詞被覆形、派生形容詞を作る動詞被覆形、複合名詞を作る動詞被覆形の合計数になっているためである。

(16) 注(10)で、四段動詞、四段・下二段両用の動詞の末尾の音節がウ列である被覆形をとりあえず削除したが、もしこれを削除しなければ、三七（五）例から五〇（七）例に増加する。

(17) 注(10)で、四段動詞、四段・下二段両用の動詞の末尾の音節がウ列である被覆形をとりあえず削除したが、注(16)と同様に、もしこれを削除しなければ、二二一（四）例から三五（六）例に増加する。

(18) 注(17)参照。

(19) 形容詞被覆形＝動詞被覆形である被覆形による複合名詞が一二（三）例あるため、この数字になる。

(20) A（①・②）のうちの二九（一）例、B（③・④）の全三八（五）例、C（⑤・⑥）のうちの一〇例は図4の所属、A（①・②）のうちの二八（五）例（①と②の両方に、形容詞被覆形＝動詞被覆形となる被覆形による複合名詞一二（三）が含まれているため、この数字になる）、C（⑤・⑥）のうちの五（一）例は、図5の所属となる。

なお、図5所属のC五（一）例のうちの、⑤二（一）例は、第四節に挙げたように、カムサブ〔神古・神成〕・ツクノフ〔償・報〕である。これらの派生動詞に含まれる接尾辞サブ・ノフは、二音節であり、かつ、特殊な事情を持っていると見られる。まず、サブは、『時代別国語大辞典上代編』によると、「動詞サブが接尾語化したもの」とのことである。そして、ノフであるが、まず、接尾辞ナフは一次的なものではない可能性がある。そして、『時代別国語大辞典上代編』「なふ」項に「ノフの形をとるものも同じであろう」とあることから、ナフ→ノフということが考えられる。このように、一次的に発生したものではない接尾辞、一次的に発生したものではない可能性が考えられる接尾辞を伴った、若干数の派生動詞のみが、ここに所属している。

(21) 有坂（一九三一）において、動詞被覆形の名詞複合用法に当たるものとして挙げられている用例のうち、以下の用例は、本稿ではカウントしていない。アラヒ|トガミ|〔現人神〕は、確例が平安中期以降になるためカウントしない。次に、ツラナム・タタサ〔縦〕・ナゴヤは、ナム・サ・ヤが名詞ではないため、複合名詞ではないのでカウントしない。そして、アカト|キ|〔暁・五更〕は図4の所属になるため、図5ではカウントしない。

また、名詞被覆形の動詞派生用法・形容詞派生用法に当たる用例のうち、以下の用例も、本論ではカウントしていない。ナス〔鳴〕・ナル〔鳴〕のナ、ツル〔釣〕のツは、ナ＋名詞→複合名詞、ツ＋名詞→複合名詞の用例がないため、名詞被覆形ではないとし、カウントしない。そして、タカシ〔高〕・アヲシ〔青〕は図4の所属になるため、図5ではカウントしない。

なお、図5の名詞被覆形の動詞派生用法は、カムサブ〔神古・神成〕・ツクノフ〔償・報〕の二（一）例であるが、もし、有坂（一九三一）が挙げたナス〔鳴〕・ナル〔鳴〕・ツル〔釣〕を加えて五（一）例となったとしても、やはり、他の用法に比べ用例数

が非常に少なく、「交錯」している状態ではほぼないという結論に至ることに変わりはない。

〈参考文献〉

安部清哉　（一九九六）「語彙・語法史から見る資料　――『篁物語』の成立時期をめぐりて――」（『国語学』一八四）
有坂秀世　（一九三一）「国語にあらはれる一種の母音交替について」、（一九三四b）「母音交替の法則について」（『国語音韻史の研究　増補新版』一九五七　三省堂）
（一九三四a）「古代日本語に於ける音節結合の法則」（『国語音韻史の研究　増補新版』一九五七　三省堂）
池上禎造　（一九三二）「古事記に於ける仮名「毛・母」に就いて」（『国語・国文』二―一〇）
川端善明　（一九七九）『活用の研究　Ⅱ』（一九九七　清文堂出版）
金水　敏　（一九八三）「上代・中古のキルとヲリ――状態化形式の推移――」（『国語学』一三四）
釘貫　亨　（一九六六）『古代日本語の形態変化』（和泉書院）
久島　茂　（二〇〇一）『〈物〉と〈場所〉の対立――知覚語彙の意味体系――』（くろしお出版）
小柳智一　（二〇一一）「上代の動詞未然形――制度形成としての文法化――」（『萬葉語文研究』六）
阪倉篤義　（一九六六）『語構成の研究』（角川書店）
（一九七八）平凡社ライブラリー729『増補　日本語の語源』（二〇一一　平凡社）
林　浩恵　（二〇〇四）「上代・中古に見られる形容詞派生の動詞――形容詞における意味分類との関連を中心に――」（『国語語彙史の研究』二十三）
（二〇〇六）「上代における形容詞語素とニ――なぜク活用形容詞語素は単独でニを伴わないか――」（『萬葉』第百九十四号）
村田菜穂子　（二〇〇五）『形容詞・形容動詞の語彙論的研究』（和泉書院）
蜂矢真弓　（二〇〇六）「名詞被覆形・露出形の型の通時的相違」（『国語語彙史の研究』二十五）

〔附記〕　本稿を成すにあたって、萬葉学会編輯委員会の方々に御指導・御教示頂いたことを感謝申し上げる。
また、本稿は、上代研究会（二〇一一年一二月四日、於大阪市立大学）にて、「形容詞被覆形の想定による被覆形の再考察」という題で発表したものを再考したものである。その折りに御質問・御教示下さった方々、そして、別に御教示下さった、仮名遣研究会の方々に感謝申し上げる。

（はちや　まゆみ・相愛大学非常勤講師）

報告

○第六十五回萬葉学会全国大会報告

平成二十四年（二〇一二年）度の全国大会は、十月二十日から二十三日までの四日間、島根県との共催（島根県立大学・浜田市後援）で開催された。

〔第一日目〕

＊公開講演会（島根県立大学講堂（浜田キャンパス））

十月二十日（土）午後二時より午後五時まで

挨拶　学会代表・高岡市萬葉歴史館館長　坂本信幸氏

挨拶　島根県立大学学長　本田雄一氏

講演

『万葉集』の「歴史」世界―巻六をめぐって―

明治大学大学院特任教授・東京大学名誉教授　神野志隆光氏

包摂する情感―柿本人麻呂の方法―

京都大学名誉教授　内田賢徳氏

（司会　毛利正守編輯委員）

まず萬葉学会代表の坂本信幸氏が挨拶に立ち、学会が島根県浜田市で開催されることの意義を述べ、島根県、島根県立大学、浜田市の関係者に謝意を表された。次に島根県立大学学長本田雄一氏が歓迎の言葉を述べられた後、神野志隆光氏・内田賢徳氏の講演に移った。神野志隆光氏の講演は、『万葉集』巻一、二のもとにつくられる「歴史」世界について、巻六を中心に論じられたもの。また、内田賢徳氏の講演は、柿本人麻呂の方法について論じたもので、石見相聞歌も取り上げられた。

公開講演会に引き続き、第五回「萬葉学会奨励賞」の授賞式が行われた。選考委員長乾善彦氏から審査の経緯などが詳しく説明され、坂本信幸代表より瀧口翠氏に賞状と副賞が渡された。なお昨年に続き国語学関係の該当者は無しであった。

＊懇親会（島根浜田ワシントンホテルプラザ）

十月二十日（土）午後六時より八時まで

（司会　上野誠・吉井健編輯委員）

坂本代表の挨拶につづき、浜田市長宇津徹男氏の歓迎の挨拶があった。また宇津氏から萬葉学会に記念品の贈呈が行われた。記念品は、石見神楽に使われる鍾馗の面で、邪気を祓うといわれている。そして講演者の神野志隆光氏、内田賢徳氏の挨拶と続いた。島根県立大学副学長飯田泰三氏の乾杯の発声の後、賑やかに懇親を深めた。

恒例の研究発表会予定者のスピーチのあと、佐野宏大会委員により今回の学会の手伝いをしていただいた京都大学、奈良女子大

学、明治大学の院生の紹介があった。また今回の学会で大変お世話になった島根県のスタッフを代表して島根県西部県民センター寺本直史氏から挨拶があった。宴の最後に、石見神楽（細谷社中）の上演が行われた。石見神楽は現在浜田市内に約五十の社中があるとのこと。演目は花形演目「大蛇」。迫力ある舞と独特の囃子で懇親会参加者を魅了した。神楽の余韻に浸りつつ、毛利正守元代表の挨拶で閉会となった。

＊研究発表会（島根県立大学講堂〈浜田キャンパス〉）

十月二十一日（日）午前十時より午後五時まで

午前の部（午前十時より）

臥病贈答歌群における大伴家持の古歌意識　明治大学大学院生　田中美幸氏

天平四年西海道節度使を送る歌　大阪府立大学大学院生　小田芳寿氏

（司会　奥村和美編輯委員）

上代特殊仮名遣とその異例　愛知県立大学客員共同研究員　鈴木　喬氏

（司会　乾　善彦編輯委員）

午後の部（午後一時半より）

『万葉集』巻十三の反歌　高岡市万葉歴史館　垣見修司氏

八千矛神の「神語」をめぐって　北海道大学　金沢英之氏

（司会　鉄野昌弘編輯委員）

「麻続王」歌二首の作品構造的分析　専修大学　大浦誠士氏

古風土記の地名表記と和銅官命　皇學館大学　橋本雅之氏

（司会　影山尚之編輯委員）

昨年の奨励賞受賞者、垣見修司氏をはじめ、七名の発表があった。萬葉集の他、古事記、風土記、国語学など多岐にわたる内容で、活発な質疑応答がなされた。最後は坂本代表の挨拶で締めくくられた。島根県、島根県立大学、浜田市の関係者、またご協力いただいた各大学の大学院生各位に御礼を申し上げる。

（大島信生記）

＊臨地調査研究―石見に人麻呂の故地を訪ねて―

臨地調査研究の一日目（十月二十二日）、予定出発時刻の八時より数分はやく、駅のシンボル「どんちっち時計」のある浜田駅を出発した。本日、御案内いただく神英雄氏（浜田市世界こども美術館学芸課長）は、歴史地理学を御専門とされ、御著書『柿本人麻呂の石見』（自照社出版、平成二十二年）も上梓されている。

十分ほどでバスを降り、伊甘神社から下府廃寺跡へと歩く。気持ちよく晴れた秋空の下、快適な朝の散歩を楽しむといった感じ。ここでは、浜田市教育委員会の川本氏より御教示いただいた。古

代の石見国の中心地だが、諸説あって国府の跡は定まらない。下府川が暴れ川であったためか、確たる遺物はいまだに出ていないとのことであった。

さらにバスで、少し離れた国分寺跡へ。近くで発見された窯跡からは、朝鮮半島の影響を受けたとみられる軒瓦が出土しているとうかがい、朝鮮半島を対岸とする、この国の位置をあらためて思った。

一行は、車中の左手に海と砂浜を目にしながら、江津市に入って大崎鼻へ。浜田海上保安部の方々のお計らいで、梯子をよじ登り、灯台の最上階に上がらせていただいた。海の青さに吸い込まれそうになりながら、都農の浦を見下ろし、そして高角山を眺める。大きく広がる光景に深い感動をおぼえた。

都野津の柿本神社に移動し、人麻呂が依羅娘子とともに植樹したという松の二代目を確認。続いて、その二人の銅像の据えられた高角山公園に赴く。昭和二十二年に、この地への入植者が人麻呂を祀ったという人丸神社の周囲には歌碑が建てられ、粽笹が周遊道を静かに縁取っていた。つい最近、坂本信幸代表が揮毫された歌碑も、その情趣と溶けあっていた。

その後、石畳の残る土床峠にむかい、浜田領と天領を分ける江戸時代の領界標柱を前にして、さらに時期を遡る、おそらく古代の道が埋もれている可能性のあることをうかがった。

昼食に古代米のお弁当をいただきながら、江津市ボランティアの会の方々の紙芝居、「人麻呂と依羅娘子」を拝見する。暖かいお見送りを受けて、バスは大田市静間町垂水の海岸にある静之窟へ。「幾代経ぬらむ」（巻三・三五五）と詠まれてからなお幾代経ても変わらぬ、自然の造り出した大いなる力を目の当たりにした。

映画のロケ現場のような古色に満ちた湯抱温泉街を通り抜け、斎藤茂吉が直感で定めたという鴨山を確かめる。斎藤茂吉鴨山記念館に立ち寄ってから出発。大田市市役所前で神氏とお別れした後、宿のある益田市に直行。ホテルと宴会場が異なることに少々とまどいつつも、万歩計が二万歩を数えたという一日の身体の疲れをなごやかなお酒でいやし、明日のために早い眠りについた方が多かったようである。

翌、二十三日は、寒さを感じる小雨の中での出発となった。案内は坂本代表が務められる。まず、益田市高津の柿本神社へ。もとは人麻呂終焉の地とされる鴨島にあったが、万寿三（一〇二六）年の大地震で島は海底に沈み、その後移築されたという。百数十段の階段を登って参拝する。宮司の中島氏より御説明を賜り、宝物殿も見学させていただく。広々と整備された万葉公園の人麻呂展望広場で稲岡耕二先生揮毫の歌碑を取り囲む。

次いで、生誕の地とされる益田市戸田の柿本神社へ。参道の階段を登り、正面の社殿に向かって右手には、筆柿が鈴なりであった。綾部宮司の御厚意で、人麻呂童子像を拝顔。さらに、「ひとまろの里」という案内板の立つ小野地区をめぐって、苔生した「柿本朝臣人麿の御廟所」に拝礼。そこには、いくたりもの人麻呂像が生まれ、育まれ、伝承されていることが不思議では無く思えてくる里の風景があった。

山口県に入り、長門市仙崎の金子みすゞ記念館で、書店の隅に佇むみすゞの面影を追った後、海鮮中心の昼食をいただき、人麻呂を祀った日本三社のひとつ、八幡人丸神社にむかう。いつのまにか雨は止み、太陽が顔を出していた。ここにも小さな筆柿が地面にいくつもこぼれていた。思い思いに散策し、人麻呂の作だという、人麻呂らしからぬ歌の碑に小首をかしげながらも、これをカメラに収める。

最後の見学地は、角島。角島大橋の手前の海士ヶ瀬公園でバスを降り、言葉をなくす人、あるいは叫ぶ人、みなその景観に圧倒された。斜めに傾きかけた秋の日差しを受け、まばゆい潮流をみやりながら、大橋を通って角島に渡り、下関市立角島小学校の校庭脇にある「角島の瀬戸の若布」（巻十六・三八七一）の歌を刻んだ碑の前に立つ。強い潮風にあおられる中、近くの休憩所で名残のお土産をもとめた後、解散場所である新山口駅に向かった。

バスに揺られてうつらうつらしつつ、人麻呂が萬葉集から飛び出して、この地の人々の心の拠り所となっていった、長く豊かな営為に思いをはせた。そして、いつのまにか「なつかしの国　石見」のフレーズが強く脳裏に刻まれた。それは、車中、筆者の席の前にいらした島根県職員の寺本さんと元田さんが、二日間「なつかしの国　石見」のロゴ入りTシャツを着ておられたからというばかりではないだろう。

末筆ながら、今般の臨地調査研究において、終始、万全の気配りをしてくださったお二人に、そして神氏に深く感謝申し上げたい。

（白井伊津子記）

予告

○萬葉一日旅行

本会では、昨年に引き続き「萬葉一日旅行」を左記のように開催いたします。ふるってご参加下さい。

開催日　平成二十五年五月十一日（土曜日）

集合時刻・場所　午前九時三十分。天理駅（近鉄天理線、JR桜井線）前。

行程　天理駅前→石上神宮→夜都伎神社→大和神社（昼食）→大和神社御旅所→崇神天皇陵→黒塚古墳→JR柳本駅（解散、午後三時半）（なお、当日の天候等によりコースを変更する場合があります。また解散時刻も遅れる場合があります。）

参加費　無料

解説　坂本信幸氏（萬葉学会代表・高岡市万葉歴史館館長）
影山尚之氏（萬葉学会編輯委員・武庫川女子大学教授）

その他　事前申し込みの必要はありません。雨天決行。弁当持参。全行程徒歩のため歩きやすい服装・履物でご参加下さい。（なお、旅行中の事故等につきましては、本会では責任を負いかねます。あらかじめご了承下さい。）

○第六十六回萬葉学会全国大会

二〇一三年（平成二十五年）度、第六十六回の萬葉学会全国大会は、東京大学との共催により、左記のように開催する予定です。

記

開催日

十月十二日（土）午後　公開講演会（東京大学本郷キャンパス）・懇親会

十月十三日（日）全日　研究発表会（東京大学本郷キャンパス）

十月十四日（月・祝）臨地調査研究

公開講演会（予定）

東京大学教授　品田悦一氏

関西大学教授　乾　善彦氏

○研究発表者募集

内容　上代の言語・文学に関する各分野の研究

時間　発表三十分・質疑応答十五分

応募締切　二〇一三年六月三十日（日）

予　告

研究発表希望の方は、題名・氏名・所属を明記の上、要旨（八百字以内）を添えて

萬葉学会本部（関西大学文学部国語国文学専修合同研究室）

あてにお申し込みください。なお、発表をお願いする場合には、あらためて八月三十一日（土）までに要項集の原稿作成をお願いいたします。

以上

○現在編輯委員会は、次の十九名によって構成されています。（五十音順）

乾　善彦　上野　誠　内田賢徳　○大島信生　奥村和美
影山尚之　◎坂本信幸　佐野　宏　白井伊津子　鉄野昌弘
西　一夫　芳賀紀雄　橋本雅之　蜂矢真郷　村田正博
村田右富実　毛利正守　山崎健司　吉井　健

（◎学会代表、○編輯委員長）

（なお、前号の学会代表と編輯委員長の記載に誤りがありました。訂正いたします。）

編輯後記

○二百十四号をお届けします。巻頭に掲載の神野志隆光氏の論文は、昨年の全国大会における講演を原稿化していただいたものです。続く蜂矢真弓氏の論文は、上代語の被覆形について、形容詞被覆形を想定した上で考察されたものです。「報告」には昨年の全国大会について掲載しています。島根県の大会関係者には大変お世話になりました。改めて御礼申し上げます。

○「予告」欄には「萬葉一日旅行」の案内を掲載しています。今年は五月十一日（土曜日）に開催することになりました。前回と同じ「山辺の道」がコースですが、今回は天理～柳本間を歩きます。皆様のご参加をお待ちしています。

○昨年十月に大濱真幸氏が編輯委員を退かれ、十二月から村田右富実氏に新たに加わっていただきました。また本年四月より代表が坂本信幸氏から内田賢徳氏に、編輯委員長が私から影山尚之氏に交代します。年四回の刊行ができますよう皆様のご投稿をお願いします。なお、次号の編輯まで私が担当する予定です。

○前号の編輯後記でも触れましたが、今年の全国大会は東京大学で開催します。次号にはさらに詳しい案内を掲載する予定です。なお研究発表者を募集しています。六月末日までに学会本部宛お申し込み下さい。

（大島信生）

◇お願い◇

1　論文の投稿、書籍・論文の御寄贈は、学会本部あてにお願いいたします。

2　年会費の納入および入会申込みは、そのむねを明記のうえ会費を郵便振替で「〇〇九〇〇―七―二九一四七　萬葉学会」あてにお送りください。

3　住所変更・改姓等の届出、本誌既刊号の購入等は、清文堂出版内　萬葉学会事務室あてにお願いいたします。

投稿規程

一、投稿資格は、会員に限る。

一、内容は、萬葉集とそれに関連する各分野の研究論文とする。

一、分量は、原則として四百字詰め原稿用紙四十枚程度（ただし「黄葉片々」欄は十枚以内）とする。

一、投稿に際しては、原稿四部（コピー可）を学会本部宛に送ること。ただし、原稿は返却しない。

一、ワープロ原稿の場合は、字詰め・行数及び四百字詰め原稿用紙に換算した枚数を明記すること。論文採用の場合には、テキストファイルの提出をお願いする。

一、採否決定は、編輯委員会に一任のこと。

一、論文掲載の場合は、本誌十部を贈呈する。ただし、余分に入用の時は、あらかじめ申し出があれば実費でこれに応ずる。

一、掲載された論文等の著作権は、執筆者に帰属する。ただし、本誌「萬葉」の再版、電子化公開等については、執筆者の許可を得ないで学会が行うことができるものとする。

萬葉学会会則

一、本会は、萬葉学会と称する。

一、本会は、萬葉集とそれに関連する各分野の研究を目的とする。

一、萬葉研究者・愛好者は誰でも申込みによって会員になることができる。

一、会員の研究発表機関誌として季刊「萬葉」を編輯・発行する。

一、本会は、年一回、公開講演会・研究発表会・臨地調査研究を中心とする全国大会を行い、表彰制度を設けるなど、随時、目的に沿う事業を行う。

一、会員は、年額四千円の会費（誌代を含む）を年度初め（四月）に納入する。

一、本会の本部を

大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号

関西大学文学部国語国文学専修合同研究室内（郵便番号五六四―八六八〇）

に置く。

一、本会の運営及び機関誌の編輯・発行は編輯委員会において行う。

一、本会に代表を置く。

萬　葉　第二百十四号
平成二十五(二〇一三)年三月二十五日印刷
平成二十五(二〇一三)年三月三十　日発行
頒価　一、〇〇〇円
送料　六〇円
564-8680 吹田市山手町三丁目三番三五号
関西大学文学部国語国文学専修合同研究室内
編輯・発行　萬　葉　学　会
代表者　坂本信幸
振替〇〇九〇〇-七-二九一四七
542-0082 大阪市中央区島之内二丁目八番五号
清文堂出版株式会社内
発売所　萬葉学会事務室
manyo@seibundo-pb.co.jp